

第 1 回鴨川市観光振興検討委員会

日時：令和 6 年 12 月 25 日（水曜日）

午後 2 時から

場所：鴨川市役所 4 階大会議室

次 第

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 あいさつ（長谷川市長）
- 4 委員紹介
- 5 会長及び副会長選出
- 6 諮問
- 7 議事
 - （1）鴨川市の観光振興の現状
 - （2）宿泊事業者向けアンケート結果
 - （3）観光振興施策の検討
 - （4）その他
- 8 閉会

【配布資料】

- ・ 次第 配付資料一覧
- ・ 鴨川市観光振興検討委員会の運営方法について
- ・ 委員名簿 出席者名簿
- ・ 席次表
- ・ 鴨川市観光振興検討委員会 第 1 回資料
 - 資料 1 鴨川市の観光振興の現状
 - 資料 2 宿泊事業者向けアンケート結果
 - 資料 3 観光振興施策の検討

鴨川市観光振興検討委員会の運営方法について

令和6年12月25日

鴨川市観光検討委員会（以下「会議」という。）の運営方法については、鴨川市附属機関設置条例（平成31年鴨川市条例第4号）に定めるもののほか、必要な事項を以下のとおり定める。

1 会議の開催

会議の開催日、時間及び場所等については、事務局において調整し、会議開催日の2週間前までを目途に各委員に通知する。

なお、会議の開催スケジュールは、次のとおり予定する。

・開催スケジュール（予定）

令和6年度		
12月	第1回	
1月～2月	第2回	
3月下旬	第3回	
令和7年度		
4月以降	2～3回程度	

2 委員の代理出席

委員の代理出席は、原則として、これを認めない。

3 会議の公開、会議録の作成及び公表

会議の公開、会議録の作成及び公表は、鴨川市情報公開条例（平成18年鴨川市条例第6号）、鴨川市附属機関等の設置及び運営等に関する指針（平成17年7月4日制定）及び鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領（平成17年7月4日制定）に基づき実施するものとする。

(1) 会議の公開

- ① 会議は、原則として公開する。ただし、次の場合は、会議を非公開とすることができるものとする。
 - ・ 法令等に特別の定めがある場合
 - ・ 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合
 - ・ 不開示情報が含まれる事項について審議、調査を行う場合
- ② ①により非公開とする決定は、議事ごとに行うものとする。
- ③ ①により非公開とする場合の理由は、これを公表するものとする。
- ④ 会議の公開に係る傍聴に関する手続等は、別記「傍聴要領」のとおりとする。

(2) 会議録の作成及び公表

- ① 会議終了後、速やかに次の事項を記載した会議録を作成するものとする。
 - ・ 開催の日時及び場所
 - ・ 出席委員等の所属、職及び氏名
 - ・ 議事、発言委員名及び発言の要旨
- ② 会議録は、あらかじめ議長が指名した委員２名が、これを確認し、署名するものとする。
- ③ 会議録は、当該会議に提出された書類を添付し、市政情報コーナーに配架するとともに、ホームページへ掲載するものとする。ただし、(1) ①により非公開とすることが決定された部分については、これを公表しないものとする。

4 その他

上記に定めるもののほか、会議の運営方法等について疑義が生じた場合は、議長が会議に諮って定めるものとする。

(別記)

傍 聴 要 領

鴨川市観光振興検討委員会

1 傍聴の手続

- (1) 傍聴を希望する者は、会議開催の前日までに事務局へ申し出ることとし、会議開催日に当該開催場所で傍聴証（別記様式）の交付を受けるものとする。
- (2) 傍聴の申出の受付は、先着順に行うこととし、定員になり次第、受付を終了する。定員については、会議場の収容可能人員等を勘案し、あらかじめ事務局において定め、会議の概要と合わせて公表する。
- (3) 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

2 傍聴人の遵守事項

傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) すべて議長及び事務局職員の指示に従うこと
- (2) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
- (3) 会議開催中は、むやみに立ち歩かないこと
- (4) 議長の許可を得ず、会議場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと
- (5) 会議場において、飲食及び喫煙をしないこと
- (6) 会議場において、張り紙、ビラ、プラカード、のぼり等を携帯し、又は、はち巻、腕章等を着用しないこと
- (7) (1)から(6)に定めるもののほか、会議の支障となる行為をしないこと

3 その他

傍聴人がこの要領に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

別記様式

傍	聴	証
第	号	
鴨川市観光振興検討委員会		

○鴨川市附属機関設置条例（抜粋）

平成 31 年 3 月 25 日

条例第 4 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるもののほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 14 条の規定に基づく附属機関（以下「附属機関」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。）及び教育委員会の附属機関として別表に掲げる附属機関を置く。

2 前項の附属機関において担任する事務並びに当該附属機関の組織並びに委員の定数、構成及び任期は、それぞれ別表各欄に定めるとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委嘱等）

第 3 条 委員は、市長（教育委員会の附属機関にあつては、教育委員会。第 6 条において同じ。）が委嘱し、又は任命する。

2 委員は、再任を妨げない。

（会長、副会長等）

第 4 条 会長又は委員長（以下この条及び次条において単に「会長」という。）及び副会長又は副委員長（第 3 項において単に「副会長」という。）は、委員の互選により定める。

2 会長は、附属機関を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、副会長が 2 人以上あるときは、あらかじめ会長が定めた順序で、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 附属機関の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

5 前各項に規定するもののほか、会議の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（委任）

第 6 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

1 市長の附属機関

名称	担任する事務	組織	定数	構成	任期
鴨川市 観光振 興検討 委員会	市長の諮問に応じ、新たな観光 振興施策及びそのための財源 の在り方について調査審議を 行うこと。	会長 1 人 、副会長 1 人及び これら以 外の委員	7 人 以内	(1) 観光業の関係 者 (2) 宿泊業の関係 者 (3) 経済団体の関 係者 (4) 関係行政機関 の職員 (5) 識見を有する 者	委嘱の 日から 諮問に 係る調 査審議 が終了 するま で

○鴨川市情報公開条例（抜粋）

平成 18 年 3 月 30 日

条例第 6 号

（公文書の開示義務）

第 7 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

（1） 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定又は実施機関が法令の規定により従う義務を有する国等の機関の指示その他これに類する行為により、公にすることができないと認められる情報

（2） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 5 条第 1 号ハに規定する公務員等をいう。以下同じ。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（3） 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

（4） 公にすることにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

（5） 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

（6） 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難

にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(附属機関等の会議の公開方法等)

第 13 条 条例第 23 条の規定による附属機関等（地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置する附属機関及びこれに類するものをいう。以下同じ。）の会議の公開は、希望する者に会議を傍聴させる方法により行う。

2 附属機関等の長は、条例第 23 条第 1 項各号のいずれかに該当することにより附属機関等の会議を公開しないこととするときは、公開しない理由を明らかにした上で、次のいずれかの方法により、会議を公開しない決定をするものとする。

(1) 会議における議決

(2) 委員個別の承認

(3) その他附属機関等が定める方法

3 公開する附属機関等の会議を開催するときは、当該附属機関等を置く実施機関は、事前に当該附属機関等の会議を開催する旨を周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

(附属機関等の会議の公開)

第 23 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置する附属機関及びこれに類するもの(以下「附属機関等」という。)の会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 法令等に特別の定めがある場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合

(3) 不開示情報が含まれる事項について審議、調査等を行う場合

2 前項本文の規定により公開した附属機関等の会議は、その概要を記録した会議録(当該会議録に不開示情報が含まれる場合は、当該不開示情報の部分を除いた部分とする。)を一般の閲覧に供するものとする。

○鴨川市附属機関等の設置及び運営等に関する指針

平成 17 年 7 月 4 日

1 趣旨

本市における附属機関等の機能の充実及び合理化等による行財政運営の効率化を図るとともに、市政への市民参画の促進及び公正でより開かれた市政の実現に資するため、「鴨川市附属機関等の設置及び運営等に関する指針」を定めるものとする。

2 定義

この指針において、「附属機関等」とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、法律又は条例により設置するもののほか、市政に対する市民の意見の反映や、専門知識の導入等を目的として設置するものをいう。

3 鴨川市附属機関等の設置及び運営等に関する指針についての基本姿勢

この指針は、附属機関等の新たな設置、附属機関等の見直し、委員の選任、委員の公募、そして会議の公開について、基本的な考え方を示すものであり、本市における附属機関等の設置及び運営等に関しては、他に特別な定めのあるもののほか、本指針によることとするものである。

4 附属機関等の設置及び運営等に関する基本指針

附属機関等の設置及び運営等に関する基本指針として、以下のとおり定めるものとする。

(1) 附属機関等の新たな設置

附属機関等の新たな設置に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- ① 設置目的及び所掌事務が他の附属機関等と重複又は類似していないか、また、真に必要なものかどうかを十分に精査の上、設置するものとする。
- ② 可能な限り、その設置期間を明示するものとする。

(2) 附属機関等の見直し

既に設置されている附属機関等については、旧鴨川市と旧天津小湊町との合併の際、その必要性を十分検討した上で設置されているものであるが、将来において次のいずれかに該当するものについては、廃止又は統合を検討するものとする。なお、今後新たに設置した附属機関等についても同様とする。

- ① 1 年以上、会議が開催されていないもの
- ② 目的が既に達成されているもの
- ③ 社会経済情勢や市民ニーズの変化等により設置の必要性が低下してきたもの
- ④ 他の行政手段により代替可能なもの
- ⑤ その他行政の総合性の確保、簡素・効率化の見地から統合が望ましいもの

(3) 委員の選任

附属機関等の委員の選任については、当該附属機関等の設置目的を踏まえて、次の事項に留意するものとする。なお、既に委員を選任している附属機関等については、次の委員改選時から適用するものとする。

- ① 委員数は、原則として 10 名以内とする。ただし、特に法令に定めがある場合は、この限りでない。
- ② 附属機関等の機能が十分に発揮されるよう、広く各界各層及び幅広い年齢層の中から適切な人材を選任するものとする。
- ③ 積極的に女性の意見を市政に反映するため、女性の登用についてはそれぞれの附属機関等における割合が 30%以上になるよう努めるものとする。
- ④ 一の附属機関等における市議会議員の委員数は、議員から選出されるもの及びあて職によるものの如何にかかわらず、原則として 3 名以内とする。
- ⑤ 市職員（特別職を含む。）は、特に法令に定めがあるもののほか当該附属機関等の不可欠な構成要素である場合を除き、委員に選任しないものとする。
- ⑥ 委員の在任期間は、通算して 10 年を超えないものとする。ただし、専門的な知識・経験を有する者が他に得られない場合など、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。
- ⑦ 同一の者を委員として選任できる附属機関等の数は、原則として 3 機関までとする。ただし、専門的な知識・経験を有する者が他に得られない場合など、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。

(4) 委員の公募

政策等の意思形成段階からの積極的な市民参画を促進させ、附属機関等のより公正な運営を図るため、委員の選任にあたっては可能な限り公募の方法によることとする。

また、公募により選任する委員の数は、特に定めのある場合を除くほか、附属機関等の委員定数の 2 割以上となるよう努めるものとする。

なお、委員の公募は附属機関等の設置目的、審議内容等を十分勘案した上で行うこととし、その取扱い、鴨川市附属機関等の委員の公募に関する実施要領（平成 17 年 7 月 4 日制定）の定めるところによる。

(5) 会議の公開

附属機関等の運営の透明性を確保し、より開かれた市政を実現するために、原則として会議を公開するものとする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、当該会議を公開しないこととし、その場合は、会議を公開しない理由を明らかにすることとする。

なお、附属機関等の会議の公開及び運営等については、鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領（平成 17 年 7 月 4 日制定）の定めるところによる。

5 その他

本指針に基づき取り組むこととした事項については、適宜、その実施状況について市民に公表するものとする。

6 施行期日

この指針は、平成 17 年 7 月 4 日から施行する。

○鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領

平成 17 年 7 月 4 日

一部改正 平成 24 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、鴨川市附属機関等の設置及び運営等に関する指針(平成 17 年 7 月 4 日制定。以下「指針」という。)に基づき、附属機関等の会議の公開の実施について、基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、「附属機関等」とは、指針において規定する附属機関等をいう。

(会議公開の原則)

第 3 条 附属機関等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、公開しないことができる。

- (1) 法律、条例等に会議を非公開とする旨の定めがある場合
- (2) 審議が妨害され、率直な意見交換が不当に損なわれるおそれや、委員に対する圧力により意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる相当の理由がある場合
- (3) 鴨川市情報公開条例(平成 18 年鴨川市条例第 6 号。以下「条例」という。)第 7 条各号のいずれかに該当する情報を含む事項の審議を行う場合

(会議の非公開の決定)

第 4 条 附属機関等の長は、開催しようとする会議を非公開とする場合は、その決定を次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 会議における議決
- (2) 委員全員による個別の承認
- (3) その他附属機関等が定める方法

2 附属機関等の長は、会議を非公開とすることを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

(公開の方法等)

第 5 条 附属機関等の会議の公開は、会場に傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行うものとする。

- 2 附属機関等の長は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴に係る遵守事項等を定め、会議開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。
- 3 附属機関等の長は、会議を公開するに当たっては、原則として当該会議の傍聴者に会議資料を配付するものとする。

(会議開催の周知)

第 6 条 附属機関等を所管する課等(以下「所管課」という。)の長は、会議を開催するに当たっては、会議開催予定日の 1 週間前までに会議を開催する旨を周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- 2 前項の周知は、所管課の長が、会議の開催に係る事項を記載した会議開催のお知らせ(別記様式)を作成し、市庁舎内等へ掲示することにより行うものとする。

- 3 前項の規定によるもののほか、附属機関等の会議を開催するに当たっては、広報紙又はホームページへの掲載により周知に努めるものとする。

(会議録の作成)

第7条 附属機関等の長は、会議終了後速やかに事務局をして会議録を作成させなければならない。

- 2 会議録は、当該会議における発言内容、審議経過等を市民が十分に理解できるような形式とするよう努めるものとする。

- 3 会議録の内容については、附属機関等の長が指定した者の確認を得るものとする。

(会議録の閲覧等)

第8条 所管課の長は、公開した会議の会議録及び会議資料を市政情報コーナーに備え置き、市民の閲覧に供するとともに、可能な限り当該会議録及び会議資料をホームページへ掲載するものとする。

(運用状況の公表)

第9条 市長は、附属機関等の会議の実施状況について、毎年1回公表しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成17年7月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

鴨川市観光振興検討委員会 委員名簿

(順不同、敬称略)

氏 名	所 属
内山 達也	城西国際大学 観光学部 学部長
鈴木 健史	鴨川観光プラットフォーム株式会社 代表取締役 (株式会社グランドホテル 代表取締役)
久根崎 達郎	一般社団法人鴨川市観光協会 会長 (有限会社魚眠庵マルキ本館 代表取締役)
吉村 敦広	鴨川温泉旅館業協同組合 代表理事 (株式会社そとぼう 代表取締役)
櫻井 有希恵	株式会社リクルート 東日本グループ グループマネージャー
永井 照久	鴨川市商工会 青年部長 理事 (有限会社永井商店 専務取締役)
諏訪 克宏	千葉県館山県税事務所 所長

事務局

氏 名	所 属
角田 敬夫	建設経済部長
眞田 幸俊	建設経済部 商工観光課 課長
高梨 健太	建設経済部 商工観光課 主幹
鈴木 英毅	建設経済部 商工観光課 課長補佐
太田 吉紀	建設経済部 商工観光課 観光振興係 係長
早瀬 努	建設経済部 商工観光課 観光まちづくり推進係 係長
牛村 優介	建設経済部 商工観光課 主事

鴨川市観光振興検討委員会 出席者名簿

(順不同、敬称略)

氏 名	所 属
内山 達也	城西国際大学 観光学部 学部長
鈴木 健史	鴨川観光プラットフォーム株式会社 代表取締役 (株式会社グランドホテル 代表取締役)
久根崎 達郎	一般社団法人鴨川市観光協会 会長 (有限会社魚眠庵マルキ本館 代表取締役)
吉村 敦広	鴨川温泉旅館業協同組合 代表理事 (株式会社そとぼう 代表取締役)
櫻井 有希恵	株式会社リクルート 東日本グループ グループマネージャー
諏訪 克宏	千葉県館山県税事務所 所長

欠席者

氏 名	所 属
永井 照久	鴨川市商工会 青年部長 理事 (有限会社永井商店 専務取締役)

事務局

氏 名	所 属
角田 敬夫	建設経済部長
眞田 幸俊	建設経済部 商工観光課 課長
高梨 健太	建設経済部 商工観光課 主幹
鈴木 英毅	建設経済部 商工観光課 課長補佐
太田 吉紀	建設経済部 商工観光課 観光振興係 係長
早瀬 努	建設経済部 商工観光課 観光まちづくり推進係 係長
牛村 優介	建設経済部 商工観光課 主事

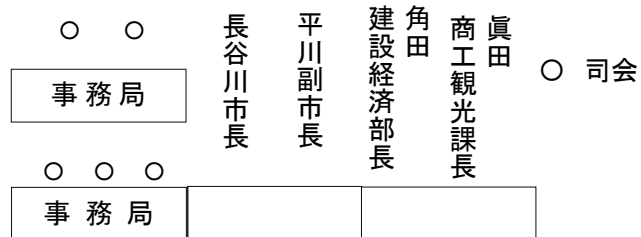
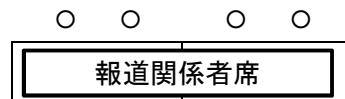
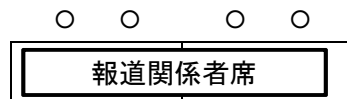
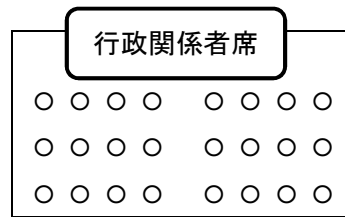
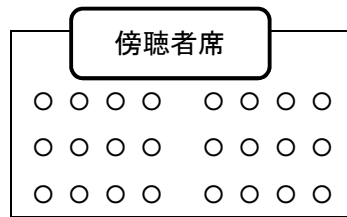
鴨川市観光振興検討委員会 第1回会議 席次表

日時：令和6年12月25日（水）

午後2時から

場所：鴨川市役所本庁舎4階大会議室

出入口



鴨川市の観光振興の現状

鴨川市役所建設経済部商工観光課
令和 6 年 1 2 月 2 5 日

目 次

1 鴨川市の現状について

- (1) 鴨川市の特徴
- (2) 人口の推移
- (3) 財政状況

2 観光施策の状況

- (1) 観光関連施設
- (2) 主なイベント
- (3) 主な観光振興の取組
- (4) 宿泊者数
- (5) 観光入込客数

3 観光振興の課題

- (1) 観光振興事業の課題
- (2) 鴨川市海辺のグランドデザイン
- (3) 宿泊事業者アンケート

1 鴨川市の現状について①

(1) 鴨川市の特徴

本市は、温暖な気候と豊かな自然環境、新鮮で豊富な食材に代表される貴重な自然資源はもとより、全国レベルの集客力を持つ観光・宿泊施設、充実した医療・福祉・スポーツ環境や特色ある保育・教育環境など、まちづくりの基盤となる地域資源を多数有している。

東京駅からは特急わかしお、アクアライン経由の高速バスで約2時間で、房総半島の南東部に位置している。

近隣の空港からは自動車で成田空港から約120分、羽田空港から約90分でアクセス。



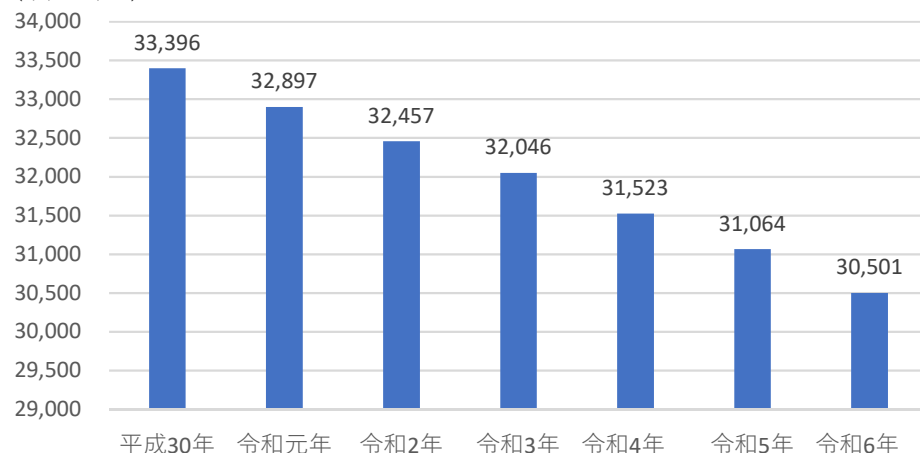
1 鴨川市の現状について②

(2) 人口の推移

人口の推移

(鴨川市統計書令和5年版より引用)

(単位：千人)



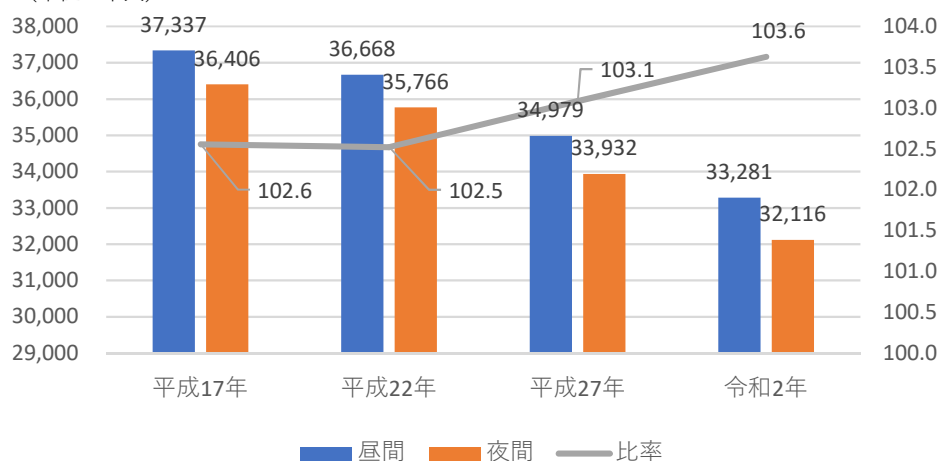
○ 本市の人口は、昭和25年の48,571人をピークに一貫して減少し、令和元年では32,897人、令和6年3月31日現在の住民基本台帳人口は、30,516人となっている。

近年は年間400人から500人ほどの人口減少が続いている。

急速に進む人口減少は、少子高齢化の進行と併せ、労働力の低下や後継者問題などによる地域経済への影響はもとより、税収や地域コミュニティの担い手の減少などにより、持続可能な自治体経営が困難になることが考えられる。

昼夜間人口比率

(単位：千人)



○ 昼夜間人口比率は、100を超えており夜間と比較して昼間の方が多い。

昼夜間人口比率が高い地域は経済活動や商業活動が高い地域であると考えられており、本市においては医療施設やレジャー施設等の従業員が多いことから高い水準を維持していると考えられる。

(各年10月1日現在)

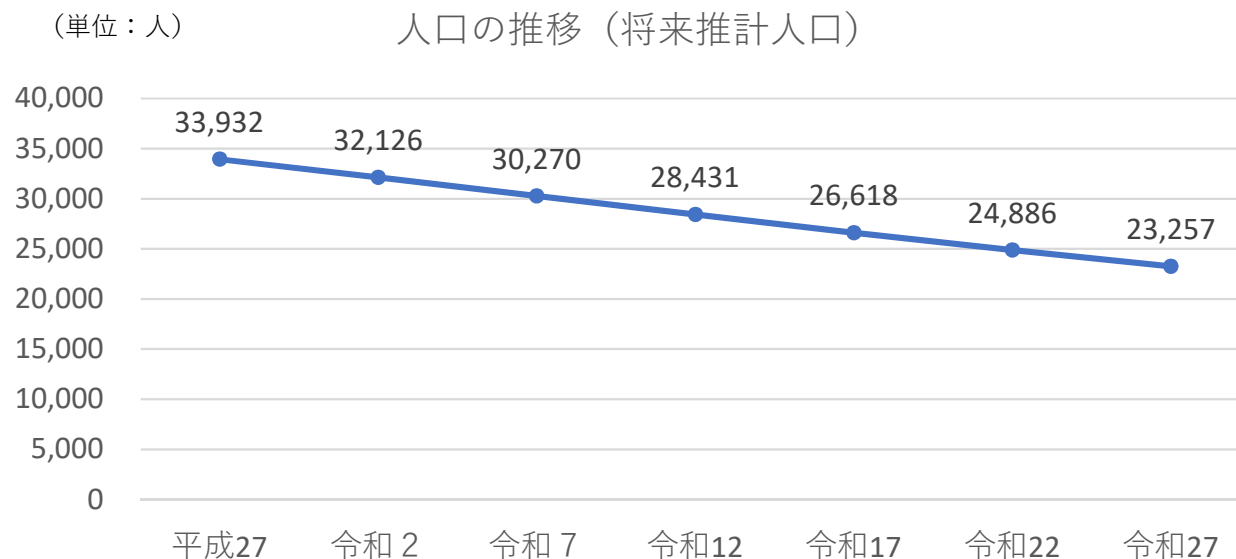
1 鴨川市の現状について③

(2) 人口の推移（将来推計人口）

○ 鴨川市に限らず全国的な問題となっているのは、急速な人口減少であり、少子化・高齢化などの人口構造の変化である。

鴨川市の人口は、平成27年の3万3,932人から令和7年の3万270人となり、10年間で約3,600人の人口が減少している。

○ 今後もさらに減少することが予測され、国立社会保障・人口問題研究所による推計によると、令和27年には平成27年と比較して約1万人、令和7年と比較して約7,000人減少することが見込まれている。



国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）から引用

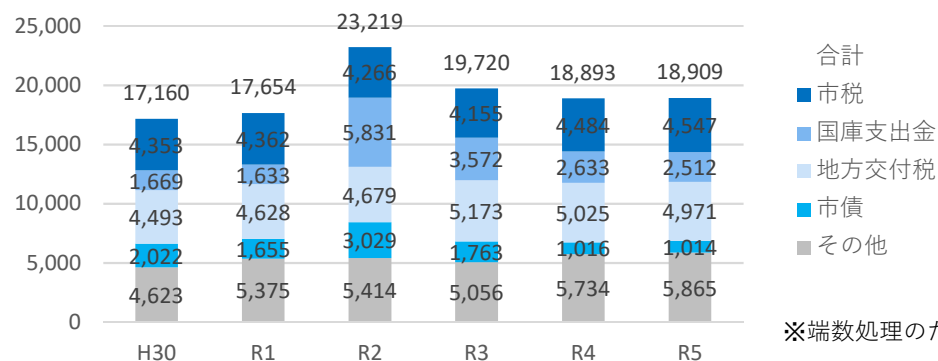
1 鴨川市の現状について④

(3) 財政状況

①歳入

(単位：百万円)

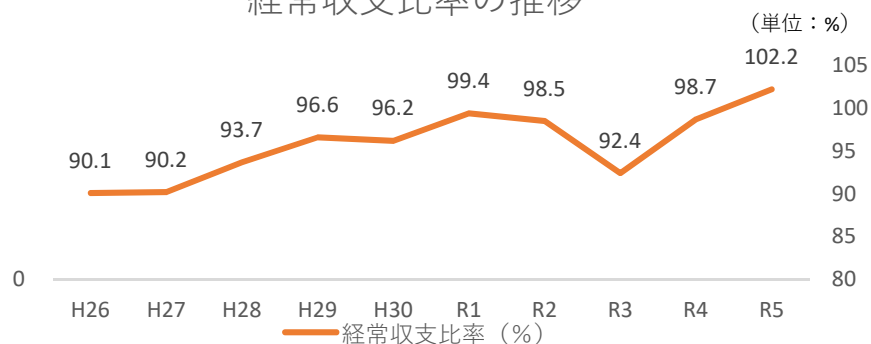
歳入総額の推移



令和元年度までは、**170億円台**で推移してきたが、令和2年度から5年度までは、国からの感染症対策や経済対策の交付金等により増額となっている。

※端数処理のため、合計が一致しない。

経常収支比率の推移



経常収支比率は、およそ**95%**を超える非常に高い水準で推移しており、財政の硬直化が進んでいる。

※経常収支比率とは

毎年度の経常的な収入（一般財源）が、毎年度の経常的な支出（経常経費）にどの程度充てられているかを示す指標。財政構造の弾力性を表し、比率が低いほど財政に余裕がある。

(いずれも鴨川市「歳入歳出に係る主要な施策の成果」から)

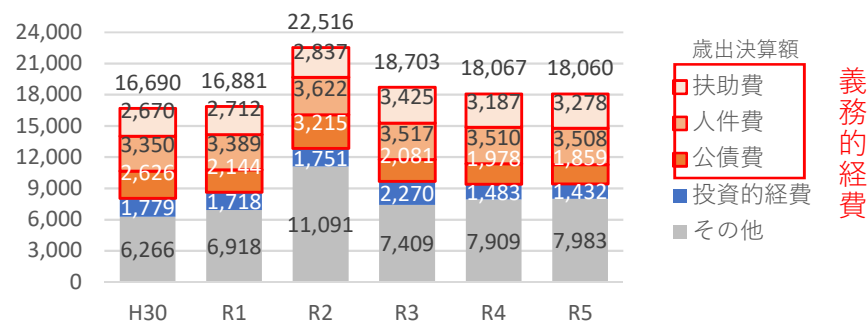
1 鴨川市の現状について⑤

(3) 財政状況

②歳出

(単位：百万円)

歳出総額の推移



※端数処理のため、合計が一致しない。

令和元年度までは、160億円台で推移してきたが、令和2年度から5年度までは、感染症対策や経済対策等の事業により増額となっている。

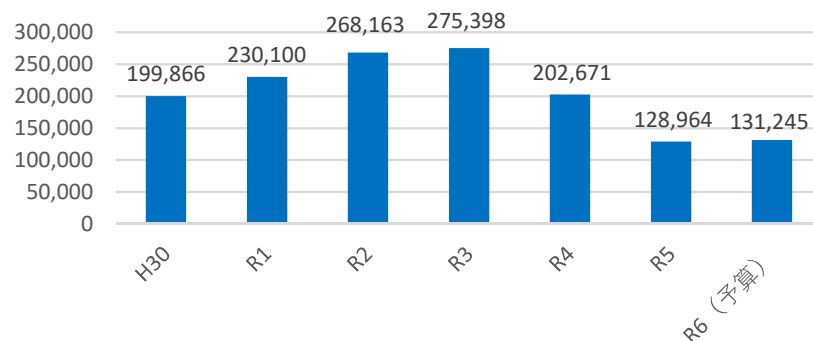
※義務的経費とは

地方公共団体の歳出のうち、法令や国の指示によって支出が義務づけられており、簡単に削減することができない経費。

(鴨川市「歳入歳出に係る主要な施策の成果」から)

観光関連事業決算(予算)額の推移

(単位：千円)



平成30年度、令和元年度の海辺の魅力づくり事業、令和2年度か5年度までの感染症対策や経済対策等により、予算は増額となっていた。
令和6年度は、従来の予算規模となっている。

(「鴨川市歳入歳出決算書」から)

1 鴨川市の現状について⑥

(3) 財政状況

③今後の財政収支の見通し

令和5年度から令和9年度までの歳入不足（歳出超過）の合計は約17億7,400万円、平均すると年間約3億5,500万円の歳入不足（歳出超過）となっており、歳出削減及び行財政運営の効率化に取り組むこととしている。

観光関連予算についても普通会計と同様に歳出削減を図る必要が生じることが見込まれる。

※これらの推計は、一定の条件下で試算し、かつ特段の歳入確保策、歳出削減策を講じないことを前提としたもので、実際の財政運営とは異なる。

[財政収支の見通し]

(単位：百万円)

	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9
歳入合計	19,604	18,572	16,283	17,146	15,915	15,942	15,973
歳出合計	18,587	18,572	16,731	17,537	16,257	16,289	16,219
差引	1,017	0	△ 448	△ 391	△ 342	△ 347	△ 246

(令和4年10月改定「強い鴨川づくりに向けた財政等適正化基本方針」から)

2 鴨川市の観光施策の状況①

(1) 観光関連施設等

①知名度の高い観光施設体験交流型ツーリズムの展開

本市は、シャチ・イルカなどのパフォーマンスなどをリアルに展示する「鴨川シーワールド」をはじめ、日蓮上人ゆかりの「誕生寺」や「清澄寺」、「鯛の浦」のほか、「大山千枚田」、「太海フラワー磯釣りセンター」、道の駅「鴨川オーシャンパーク」など多くの知名度の高い観光資源を有している。

近年は、総合交流ターミナル「里のMUJI みんなみの里」の管理運営を株式会社良品計画が行うほか、NPO法人大山千枚田保存会や鴨川農家民泊組合などが農業体験を受け入れている。また、陶芸・ガラス工芸・萬祝染めなどの手作り創作体験等も受け入れている。

②新鮮で豊富な食材

本市では、皇室献上米としても名高い「長狭米」や園芸作物の生産が盛んに行われている一方で、地元漁港では、新鮮な魚介類をはじめ、房総ひじきに代表される栄養満点の海藻類等が水揚げされるなど、豊富な食材に恵まれている。

これらの食材を活かした代表的な取り組みとして、長狭米はもとより新鮮な地元の山の幸・海の幸を素材とすること（地産地消）を主な条件として、市内の各店舗が「おらが（我が家）」の味を創出し提供する、オリジナル丼「おらが丼」事業を展開しているほか、各家庭においても「太巻き祭り寿司」や「なめろう」など特色ある郷土料理が楽しまれている。

2 鴨川市の観光施策の状況②

(1) 観光関連施設等

③主な集客施設

入込人数単位：千人

◆鴨川地域◆ カッコ内入込客数（令和元年・4年）
鴨川シーワールド（838・1066）
鴨川市総合運動施設
鴨川カントリークラブ
前原海水浴場
魚見塚一戦場公園（44・50）
鏡忍寺
鴨川松島
鴨川市魅力体験広場

◆長狭地域◆ カッコ内入込客数（令和元年・4年）
里のMUJIみんなみの里 （209・211）
鴨川大山千枚田「棚田倶楽部」
大山寺不動堂
◆天津小湊地域◆ カッコ内入込客数（令和元年・4年）
誕生寺（113・84）
内浦山県民の森（140・108）
鯛の浦遊覧船（48・31）
小湊ウオポート
清澄寺（63・43）
城崎海水浴場
内浦海水浴場

◆江見地域◆ カッコ内入込客数（令和元年・4年）
道の駅「鴨川オーシャンパーク」 （288・311）
仁右衛門島（20・14）
太海フラワー磯釣りセンター
太海海水浴場
江見海水浴場

◆全域◆
海釣り
サーフィン

2 鴨川市の観光施策の状況③

(2) 市内で実施している主なイベント

時 期	名 称
5月～6月	梅摘み（鴨川吉保梅の里）
7月～8月	海水浴場開設
7月下旬	鴨川市民花火大会
8月	連夜の花火 in 天津小湊 日蓮のあかり
8月10日	誕生寺灯籠流し
8月中旬	江見納涼花火大会
9月	鴨川合同祭
9月下旬	吉保八幡神社流鏝馬

時 期	名 称
10月上旬～11月下旬頃	温州みかん狩り
10月下旬～1月初旬	棚田のあかり
11月下旬	晩秋の水上お茶会 （四方木）
1月上旬～3月上旬	菜な畑ロード
1月中旬～5月上旬	いちご狩り
2月初旬～5月上旬	フルーツトマト狩り
2月初旬～	花摘み
2月3日	節分会（清澄寺）

2 鴨川市の観光施策の状況④

(3) 主な観光振興施策の取組

令和5年度実績

単位：千円

事業名	概 要	決算額
①海辺の魅力づくり推進事業	日本の渚百選に選ばれた「前原横渚海岸」やその周辺地域の活性化を図る	—
②海水浴場運営	海水浴場の運営費、委託費等	20,862
③観光街路灯維持管理	旧鴨川市地区街路灯の維持管理、天津小湊の街路灯協会への補助金	19,489
④観光客誘致イベント強化支援	イベント開催等に対する補助事業	11,660
⑤観光団体機能強化支援	観光協会、温泉旅館業協同組合に対する補助事業	21,161
⑥観光プラットフォーム事業	観光DMOである鴨川観光プラットフォームに対する補助事業	12,000
⑦観光プロモーション	鴨川観光プラットフォームへの業務委託等	11,823
⑧オーシャンパーク管理運営	道の駅オーシャンパークの維持管理事業	16,912
⑨その他の事業	維持管理（駐車場、施設等）事業、関連団体への負担金、事務費等（インバウンド誘致、フィルムコミッション、観光イベントの誘致等）	15,057

2 鴨川市の観光施策の状況④

①海辺の魅力づくり推進事業

日本の渚百選に選ばれた「前原横渚海岸」やその周辺地域の活性化を図る

予算額	決算額	課題等
—	—	事業を推進するために、令和5年度に前原横渚海岸周辺の目指すべき将来像を定めた「鴨川市海辺のグランドデザイン」を策定。 旧市民会館跡地周辺エリアと魅力体験広場周辺エリアを地域活性化の基軸と考え、賑わい創出や地域活性化に向けた方向性、必要な取組などを定めている。 事業を具現化するための施策や予算確保策等を検討する必要がある。

「海辺のグランドデザイン」の概要

目的		海辺の魅力づくり事業の中長期的な視点として、対象地域を4ゾーンに分けて、市民、民間事業者、行政などの全ての関係者が目指すべき方向性を共有する。
目指す将来像 (ゾーン別)	エントランス	- 海を身近に感じ、レジャー・リゾート気分を醸し出す海岸への玄関口 - 市内外から人が集い、遊び、くつろぎ、様々な機能を楽しむ多世代交流拠点
	プロムナード	- 日本の渚百選と海を満喫できる空間 - 海を活かしたイベントや施設が充実した鴨川の新たな娯楽空間
	パーク	市民や観光客が本市の魅力を体験でき、地域の賑わいが生まれている交流拠点
	後背市街地	地元住民の芸術・文化・商業の新たな中心地

2 鴨川市の観光施策の状況④

②海水浴場運営事業

海水浴場の運営費、委託費等

単位：千円

予算額	決算額	課題等
21,343	20,862	全国的な海水浴離れから、入込客数は減少傾向にある。 平成19年は226,008人の入込があったが、令和5年は45,869人まで減少している。 ライフセーバーの確保や海の家の出店者数の減少などの課題もあることから、今後の海水浴場の運営の在り方について検討する必要がある。

海水浴実績

海水浴場	H19入込 (人)	R5入込 (人)	減少率		H19	R5
江見	5,066	642	87.3%	支出額（円）	17,090,497	20,861,917
太海	22,430	4,178	81.3%	入込（人）	226,008	45,869
前原	95,530	16,881	82.3%	単価（支出額/人）（円）	76	455
城崎	50,050	16,887	66.2%			
内浦	52,932	7,281	86.2%			
合計	226,008	45,869	79.7%			

※H19は鴨川市合併後の海水浴客のピーク時

2 鴨川市の観光施策の状況④

③観光街路灯維持管理

旧鴨川市域街路灯の維持管理、天津小湊地区の街路灯協会への補助金

単位：千円

予算額	決算額	課題等
21,251	19,489	鴨川地区の街路灯は老朽化により、倒壊等の危険性が高い状況にあるため、街路灯の整備更新を早急に行う必要がある。 また、各街路灯協会が所有する天津小湊地区の街路灯についても、いずれは更新時期を迎えることから、将来的な維持管理のあり方について、協議・検討をしていく必要がある。

令和5年度実績

単位：千円

	R5内訳
光熱水費	11,499
修繕費	277
損害保険料	146
撤去工事費	6,327
補助金	1,242

※端数処理のため、合計が一致しない。

2 鴨川市の観光施策の状況④

④観光客誘致イベント支援

イベント開催等に対する補助事業

単位：千円

予算額	決算額	課題等
18,000	11,660	市内の観光・商工団体等により実行委員会組織を構成し、観光誘客につながるイベントを実施。観光振興と地域経済の活性化を促進するため、イベント事業費に対する補助金を交付。 補助対象事業の効果検証、魅力的なイベントとなるよう磨き上げを行う必要がある。

入込実績

単位：人

主なイベント	令和元年	令和5年
花火大会（鴨川・小湊）（8月）	60,000	—
花火大会（小湊）（8月）	7,700	—
花火大会（連夜の花火）（8月）	36,000	17,000
棚田のあかり（10月～1月）	7,458	19,450
菜な畑ロード（1月～3月）	5,358	27,300
その他イベント	129,261	1,722

2 鴨川市の観光施策の状況④

⑤観光団体機能強化支援

観光協会、温泉旅館業協同組合等に対しての補助事業

単位：千円

予算額	決算額	課題等
21,161	21,161	市内の中核観光関係団体である「鴨川市観光協会」、「鴨川温泉旅館業協同組合」等への補助及び温泉源の保護管理施設補修の一部を補助する事業。 各団体の役割分担の明確化、整理をした上で、補助対象経費、補助率を検証する必要がある。

令和5年度実績

単位：千円

交付先	補助事業	概要	補助金額
鴨川市観光協会	観光協会補助金	観光案内所の運営、旅行商品の開発の造成等	10,700
鴨川温泉旅館業協同組合	組合補助金	鴨川温泉の配湯、プロモーション	8,800
各宿泊事業者	温泉源保護管理施設等補修事業	温泉源保護管理施設等の補修	1,661

2 鴨川市の観光施策の状況④

⑥観光プラットフォーム事業

観光地域づくり法人（DMO）である鴨川観光プラットフォーム株式会社の取組への補助事業

単位：千円

予算額	決算額	課題等
12,000	12,000	本市DMOに対する補助事業。鴨川観光プラットフォーム株式会社は、観光庁のDMOに登録された地域の観光まちづくりを担う団体である。株式会社であるが、市内事業者を取りまとめる行う観光庁補助事業の活用など公益事業に取り組んでおり、補助を行う必要がある。 当社は、インバウンドを始めとした様々な観光ニーズに対応し、観光客の受入体制の整備などの観光まちづくりの舵取り役としての役割が求められているものの、必要な財源の確保ができていないことにより、取組が限定的となっている。

令和5年度実績

事業	概要	実績
教育旅行	農業体験や文化体験などの地域の資源を活用した教育旅行の受入れ	2,262人
DMO関連事業	観光庁の補助メニューである「地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業」の申請及び実績報告の取りまとめ事務など（実績は、取りまとめた市内事業者補助事業の実施件数及び補助金の額）	補助事業実施件数 21件 補助金実績額 573,685千円
組織の管理運営	株主総会、取締役会、評議委員会等	－

2 鴨川市の観光施策の状況④

⑦観光プロモーション事業

観光マーケティング、観光情報発信（HP・SNS等）など

単位：千円

予算額	決算額	課題等
11,941	11,823	市内の観光資源、宿泊施設等の情報を発信することにより、観光客へ効果的なプロモーションを実施し、観光誘客を図る。 コロナ禍で旅行のスタイルが変化し、誘客を図るためには従来の方法と異なる効果的なプロモーションを実施する必要がある。多様化する観光ニーズに対応するため、新たな取組を検討する必要がある。

令和5年度実績

単位：千円

事業	支出額	概要
観光プロモーション業務 （鴨川観光プラットフォーム㈱への委託）	8,270	観光マーケティング、観光情報の発信など
千葉ロッテマリーンズの広報媒体を活用した広告宣伝	3,300	県民球団である千葉ロッテマリーンズの広報媒体を活用したプロモーション
新聞、テレビを活用した広告宣伝	253	—

2 鴨川市の観光施策の状況④

⑧オーシャンパーク管理運営事業

道の駅オーシャンパークの維持管理事業

単位：千円

予算額	決算額	課題等
16,974	16,912	平成9年の供用開始以来20年以上経過し、施設の老朽化が進んでいることから、指定管理料等に加え、修繕費などの維持費が増加傾向にある。 類似施設の充実による他地域への観光客の分散化や、施設の老朽化により、入込客数が伸び悩んでいる。 本市唯一の道の駅であり、観光誘客を促進する施設であり続ける必要がある。高付加価値化を実施する必要があると考える。

令和5年度実績

単位：千円

事業	金額
光熱水費	339
修繕費	2,101
清掃等委託料	1,239
指定管理料	11,129
土地賃料	2,028
リース料	77

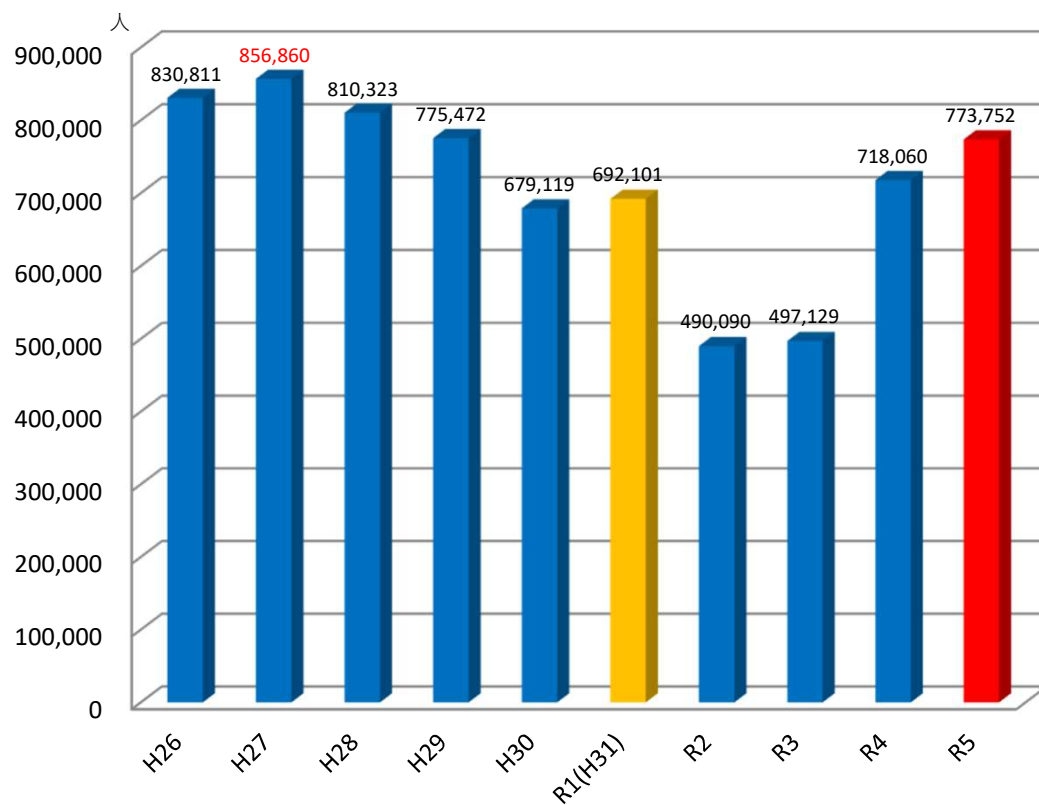
年	入込客数	単位：人
平成29年度	351,417	
平成30年度	321,588	
令和元年度	277,521	
令和2年度	251,251	
令和3年度	269,838	
令和4年度	347,745	
令和5年度	333,124	

※端数処理のため、合計が一致しない。

2 鴨川市の観光施策の状況⑤

(4) 宿泊客数

宿泊客総数の推移



宿泊客は、平成26年以降、平成27年をピークにコロナ禍前（令和元年度）まで、減少傾向にあった。

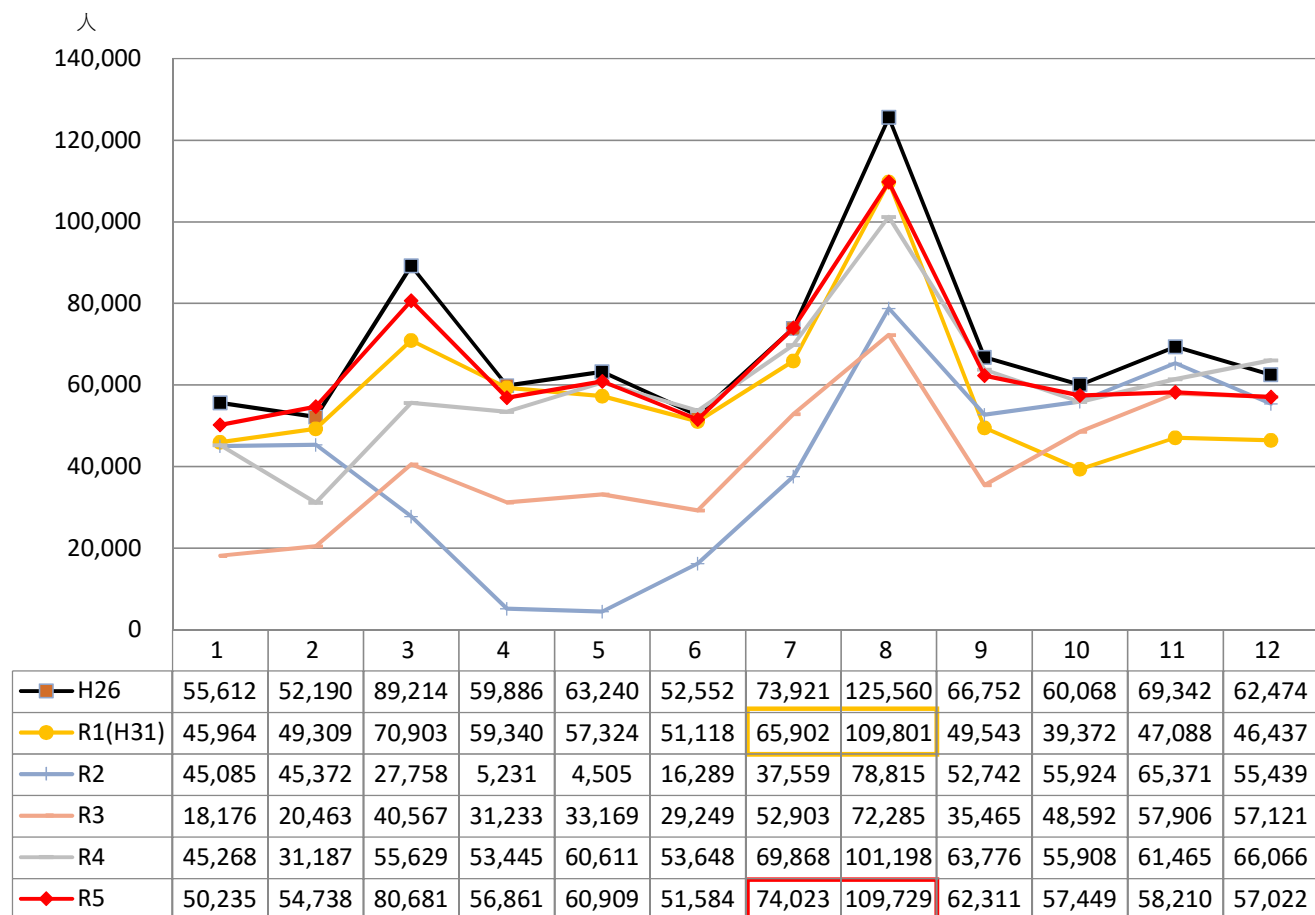
令和5年の宿泊客数は、令和元年に比べ約1.11倍であり、コロナ禍前の水準以上に回復している。

(鴨川市観光統計)

2 鴨川市の観光施策の状況⑤

(4) 宿泊客数

月別宿泊客数の推移



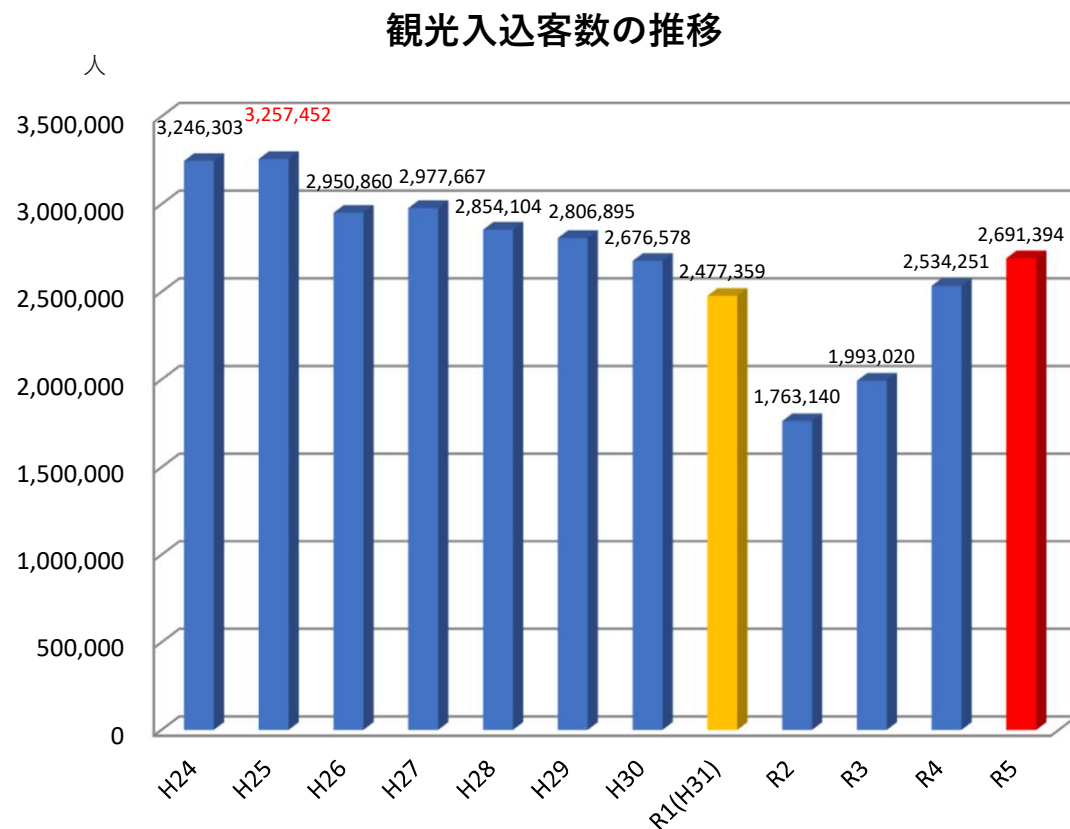
月別観光入込客数は、各年とも8月がピークとなっている。

令和5年7～8月の観光客数は、コロナ禍前の令和元年に比べ、約1.05倍あり、コロナ禍前の水準以上に回復している。

(鴨川市観光統計)

2 鴨川市の観光施策の状況⑥

(5) 観光入込客数



(鴨川市観光統計)

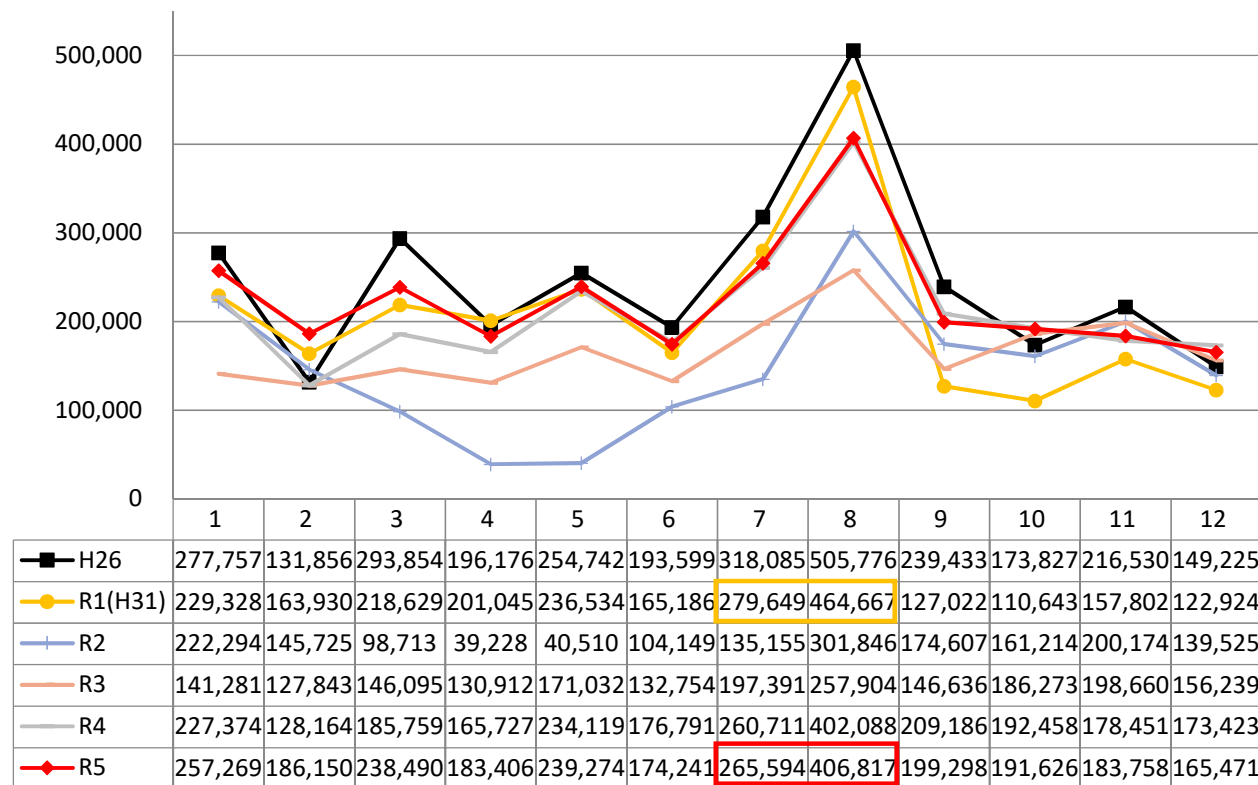
観光入込客数は、平成26年以降、平成27年をピークにコロナ禍前（令和元年度）まで、減少傾向にあった。

令和5年の観光入込客数は、令和元年と比べ約1.08倍であり、コロナ禍前の水準以上に回復している。

2 鴨川市の観光施策の状況⑦

(5) 観光入込客数

月別観光入込客数の推移



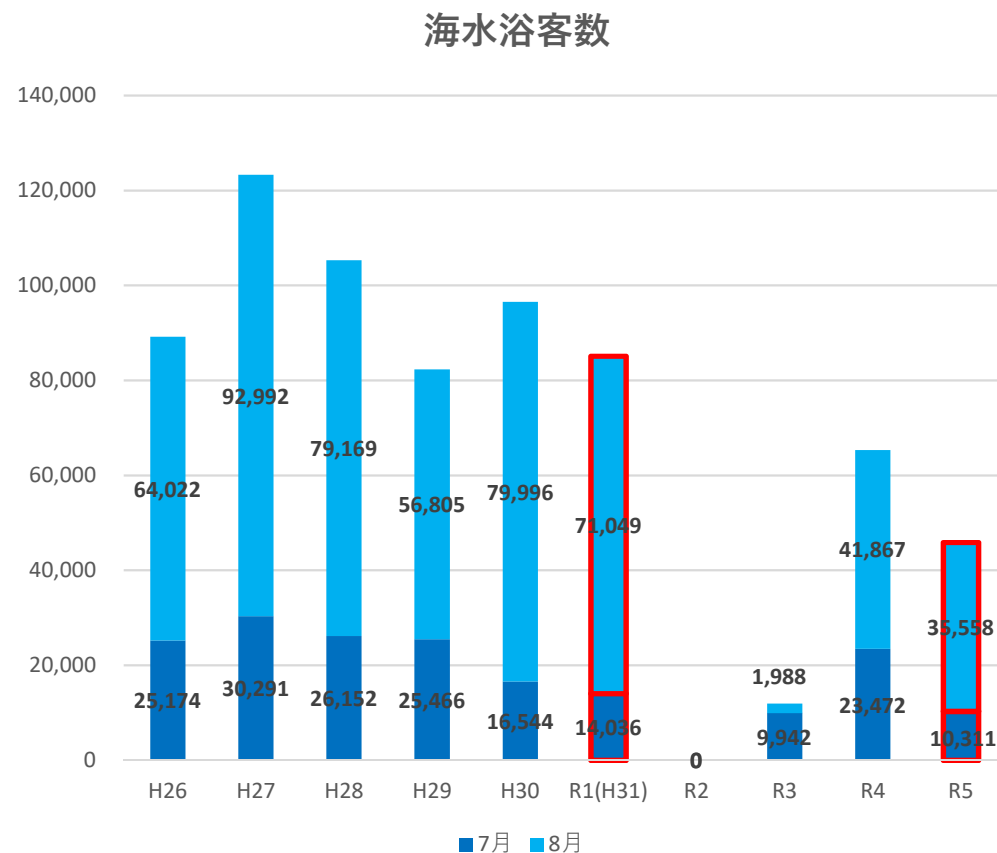
月別観光入込客数は、各年次とも8月がピークとなっている。

令和5年7～8月の観光入込客数は、コロナ禍前の令和元年と比べ、約90%まで回復している。

(鴨川市観光統計)

2 鴨川市の観光施策の状況⑧

(5) 観光入込客数



海水浴客数は、平成26年以降、平成27年がピークで増減はあるものの、減少傾向が続いている。

令和5年の海水浴客数は、令和元年に比べ約53%であり、半数程度に留まっている。

※観光入込客数は、コロナ禍前の水準以上に回復していること、また月別（7～8月）観光入込客数は約90%まで回復していることから、海水浴客の減少が顕著であることが分かる。

3 鴨川市観光振興の課題①

(1) 観光振興事業の課題

事業名	内 容
①海辺の魅力づくり推進事業	財源の確保策を検討する必要がある。
②海水浴場運営	全国的な海水浴離れ、ライフセーバーの確保や海の家の出店者数の減少により、今後の海水浴場の運営の在り方について検討する必要がある。
③観光街路灯維持管理	将来的な維持管理のあり方について、協議・検討をしていく必要がある。
④観光客誘致イベント強化支援	補助対象事業の効果検証、魅力的なイベントとなるよう磨き上げを行う必要がある。
⑤観光団体機能強化支援	各団体の役割分担の明確化、整理をした上で、補助対象経費、補助率を検証する必要がある。
⑥観光プラットフォーム事業	観光地域づくりの舵取り役としての役割が求められているものの、必要な財源の確保ができていないことにより、DMOとして実施している取組が限定的となっている。
⑦観光プロモーション	多様化する観光ニーズに対応するため、新たな取組を行う必要がある。
⑧オーシャンパーク管理運営	類似施設の充実による他地域への観光客の分散化や、施設の老朽化により、入込客数が伸び悩んでいる。
⑨その他の事業	—

3 鴨川市観光振興の課題②

(2) 鴨川市海辺のグランドデザイン※1

※1 鴨川市が取り組む前原横渚海岸周辺の賑わい創出や地域活性化を図る「海辺の魅力づくり推進事業」を推進するため、当該地域の将来像を定める「鴨川市海辺のグランドデザイン」を令和6年1月に策定。中長期的な視点として、市民、民間事業者、行政などの全ての関係者が目指すべき方向性を共有。

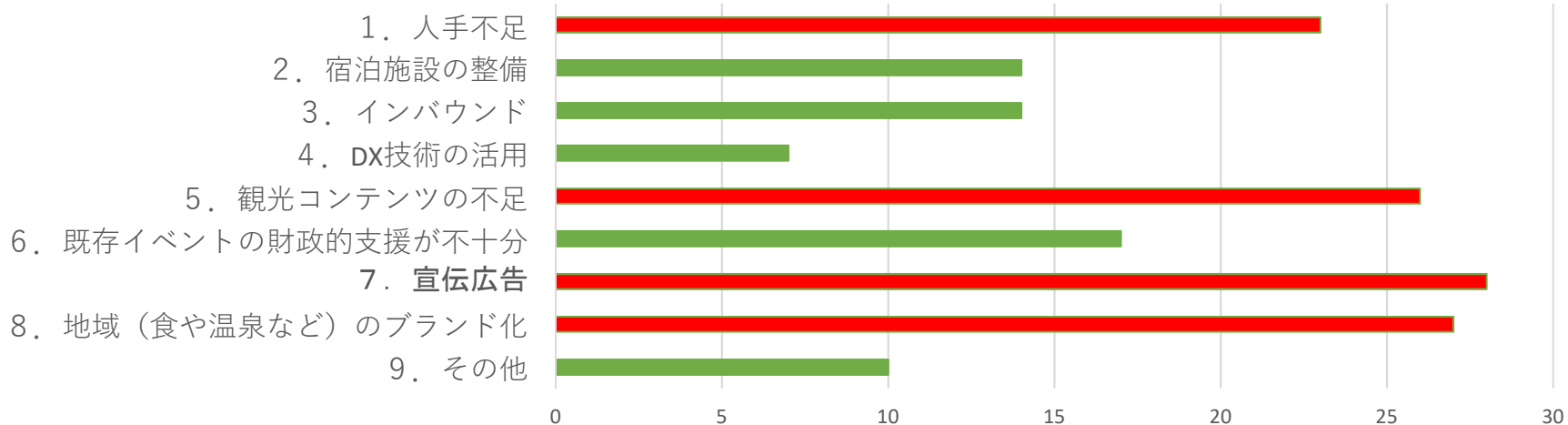
区 分		内 容
◆道路交通ネットワーク	①観光客の受入体制が脆弱	・ 来訪者のほとんどが自家用車だが、駐車場の収容台数に限りがあり、路上駐車が散見 ・ 公共交通によるアクセスについては、鉄道、バスともに運行本数が少なく利便性に欠ける
	②安全性の確保と海の景観保全が課題	・ 交通量が多く、道幅が狭いため大型車両の交通に支障がある。国道からのアクセスが悪い ・ 海岸近くの商店街は歩道が狭いなど、観光地のイメージとしてそぐわない
◆観光機能（自然）	①海岸への誘導・レジャー機能	・ 閉店している店舗が多く、賑わいや活気を創出できていない状況 ・ 観光客が浜辺まで辿り着くまでの道も観光地としての雰囲気づくりができていない ・ 観光客滞在のための環境が整っていない。
	②イベント	・ イベント会場がなく、また海を活かした賑わい創出イベントの企画もなされていない
	③主要環境スポットからの送客	・ 来訪者の8割が市内のその他の施設に立ち寄る予定がないと回答しており、観光客を誘客できていない
	④地域資源の付加価値化	・ 観光資源の付加価値化が実現できていない
◆娯楽機能	①海を楽しむための機能	・ 海を快適に楽しむための環境が整っていない
	②市民の憩いの場の機能	・ 飲食店等が少なく、海岸沿いの娯楽機能が不十分である
◆飲食機能・商業機能	①商業施設・飲食店	・ 閉店などにより営業している店舗が少ない ・ 海のロケーションを活かした誘客や賑わいを創出できていない ・ 観光客の購買意欲を満たす商品、商業施設が少ない

3 鴨川市観光振興の課題③

(3) 宿泊事業者アンケート※2

※2 令和6年10月25日～11月8日で実施
回答率 55/110事業者

鴨川市の観光課題



区 分	内 容
宣伝広告	・観光客のニーズに応じたプロモーションやビックデータ等を活用した情報発信ができていない
地域のブランド化	・地域の魅力の活用や差別化などブランディングができていない
観光コンテンツの不足	・豊かな自然・歴史・文化・特産品などを十分に活かせていない ・宿泊につながる周遊型コンテンツが不足している
人手不足	・労働人口の減少に対応する取組ができていない

宿泊事業者向けアンケート結果

鴨川市役所建設経済部商工観光課
令和 6 年 1 2 月 2 5 日

アンケートの概要

～目的～

鴨川市の観光振興及びその財源の在り方について、宿泊事業者の意見を集約するため実施

①対象

千葉県オープンデータサイトに掲載されている、「旅館・ホテル施設一覧」に掲載の事業者(休業中等を除く)

※令和6年3月31日時点

②回答方法

WEB、メール、郵送、FAX

③アンケート実施期間

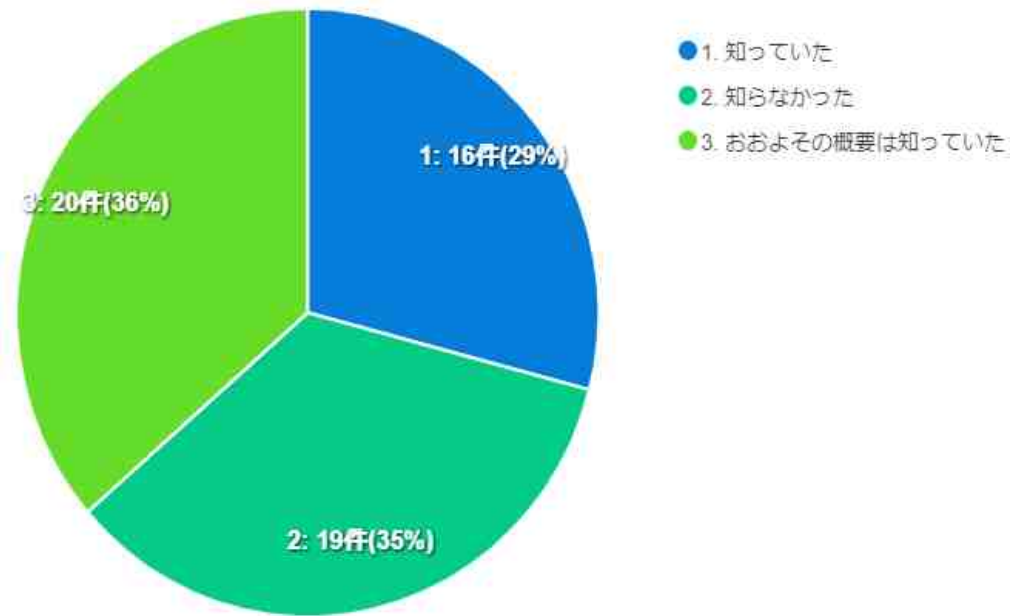
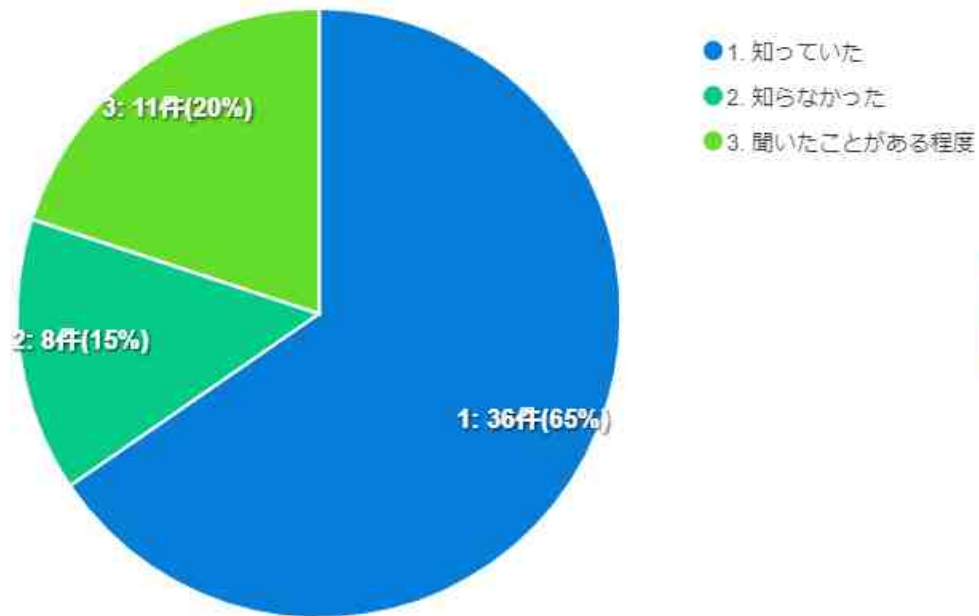
10月25日～11月8日

種別	送付	回答	回答率
ホテル・旅館	44	23	52.2%
民宿	18	7	37.2%
ペンション	15	10	66.6%
農家民泊	13	6	46.1%
一般民泊	10	2	20.0%
キャンプ場	1	1	100%
その他	9	6	66.6%
合計	110	55	50%

アンケート結果①

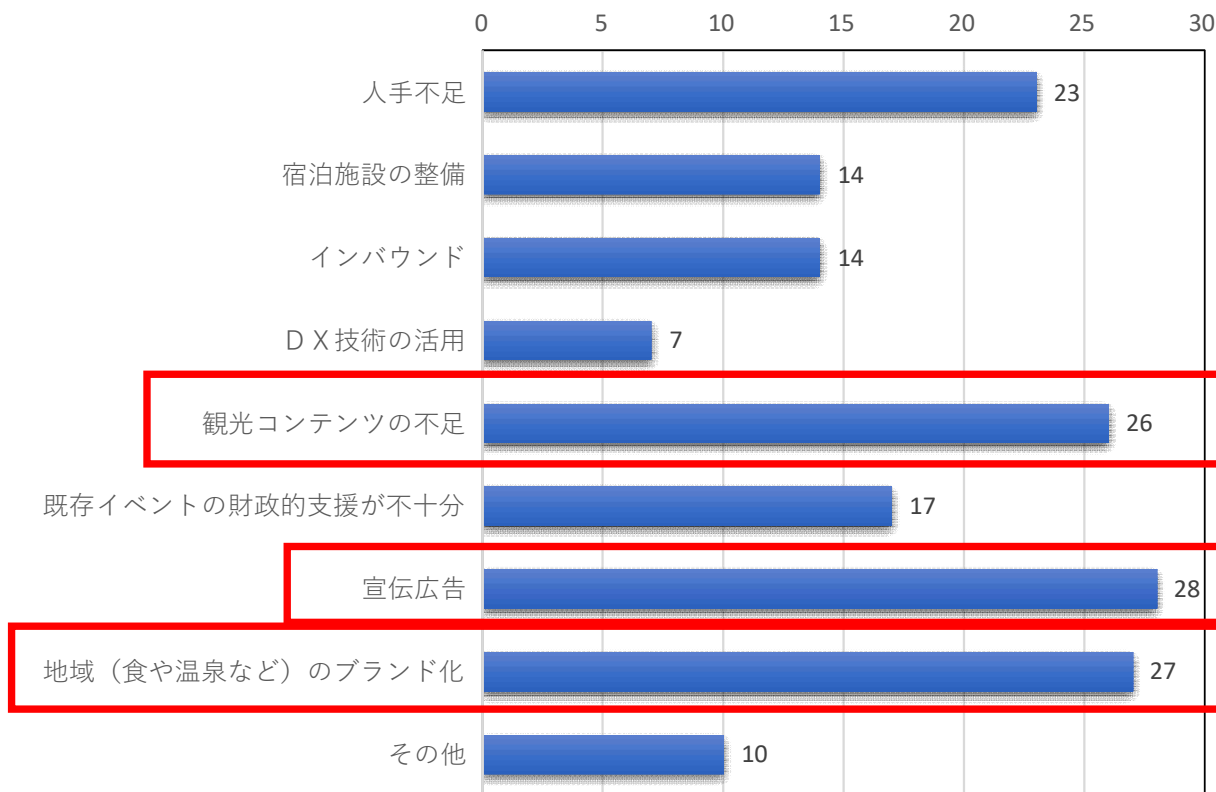
宿泊税をご存じですか

千葉県では宿泊税の導入を検討しておりますが、
千葉県の素案の内容についてはご存じですか



アンケート結果②

鴨川市の観光の課題は何ですか。(複数回答可)



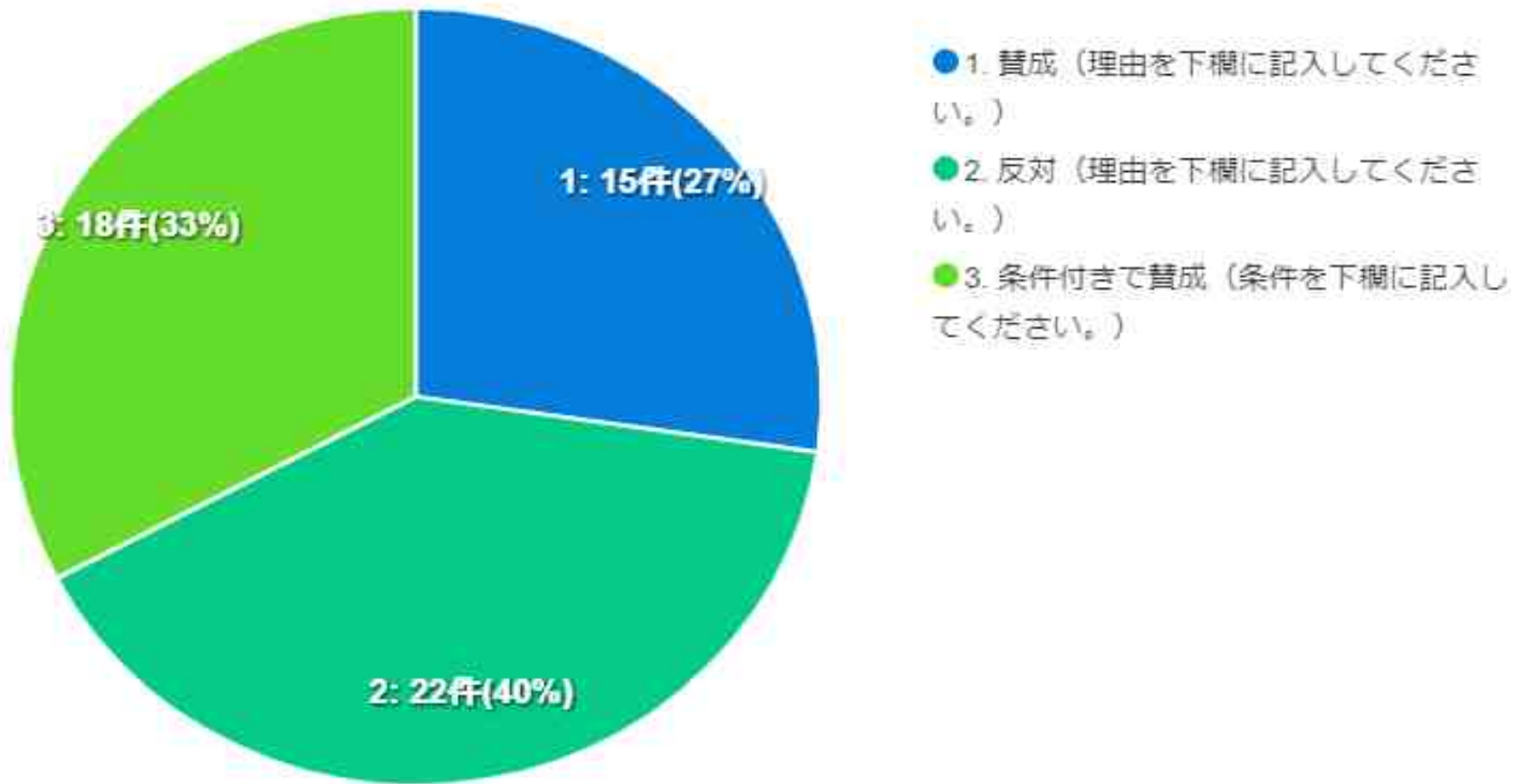
その他の主な意見

- ・ 行政の観光予算が少ない
- ・ 宿泊促進の施策が弱いため、日帰り客が多くなってしまっている
- ・ 観光コンセプトが曖昧でオリジナリティが薄い
- ・ ホームページ作成充実の支援をお願いしたい
- ・ 観光スポットが少ない
- ・ 鴨川観光プラットフォームへの支援
- ・ 安房地域全体で観光推進してほしい

アンケート結果③

千葉県では県の宿泊税に市が独自に上乗せして課税することを認めています。市が上乗せして課税することについてどうお考えですか。

市が課税することとなった場合、宿泊税は市の収入になり、観光振興に使うことが想定されます。



アンケート結果④

【賛成意見】

- ・ 観光振興（鴨川の宣伝、地域活性化等）に役立ててほしい
- ・ 財政面で必要だと思う
- ・ 鴨川市では観光に関する整備や補助が足りていないと感じるから

【条件付き賛成】

- ・ 宿泊税の用途を明確にすること
 - ・ 事業者、宿泊者に対してメリットが示せるのであれば賛成
 - ・ 免税点（価格に応じた税率）、課税免除（教育旅行等）の設定
 - ・ 事業者の意見を取り入れて、協議をしていただきたい
-

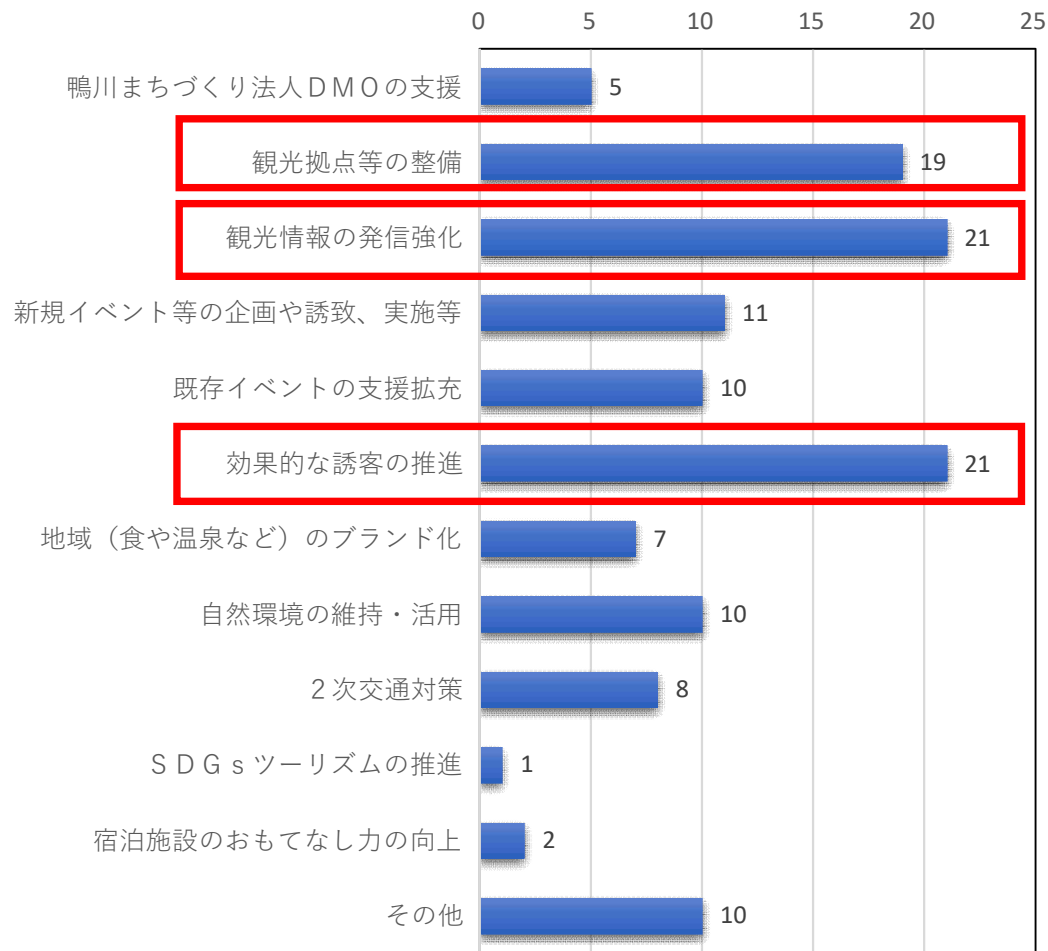
アンケート結果④

【反対意見】

- ・ 入湯税が観光振興に使われていないので、まず入湯税の使途を明確にするべき
- ・ 他地域と比較して価格差が生じるため、競争力が低下し、客足が遠のいてしまう
- ・ 物価高騰局面であり、宿泊税の導入によりお客様の負担が更に増加となる
- ・ 低価格であることを宣伝しているので、数百円だとしても値上げはできない
- ・ 宿泊税導入により客足が減少すれば、実質的に宿泊料金を値下げしないといけない
- ・ 県と市の宿泊税が二重となるため、お客様からの印象が悪い(入湯税も含むと三重)
- ・ 導入済み自治体と違い、オーバーツーリズム等の状況ではない
- ・ 観光地としてまだ未熟な鴨川市が宿泊税を導入するのは間違い
- ・ 観光に使われるか不透明で、民間的発想が生まれない
- ・ 公的機関では魅力的な企画は生み出せない

アンケート結果⑤

鴨川市が上乘せして課税する場合の宿泊税の使い道として、適当と思われるもの上位3つを選んでください（県が支援するものは除く）



その他の主な意見

- ・ 施設改修費
- ・ 子どもが遊べる公園施設
- ・ 飲食店等の出店補助
- ・ 既存資源の活用
（道の駅、フラワーセンター、ビーチ等）
- ・ ゴミのない街づくり

アンケート結果⑥

鴨川市が上乘せして課税する場合、宿泊料金に対する適正な税額を選んでください。



その他の主な意見

- ・ 宿泊料金に連動するべき
- ・ 用途がわからないので判断できない
- ・ 近隣市町村との調整が必要
- ・ 反対のため未回答

アンケート結果⑦

千葉県では課税免除対象者等を設けていませんが、鴨川市が上乗せして課税をする場合、課税免除は必要ですか。



その他の主な意見

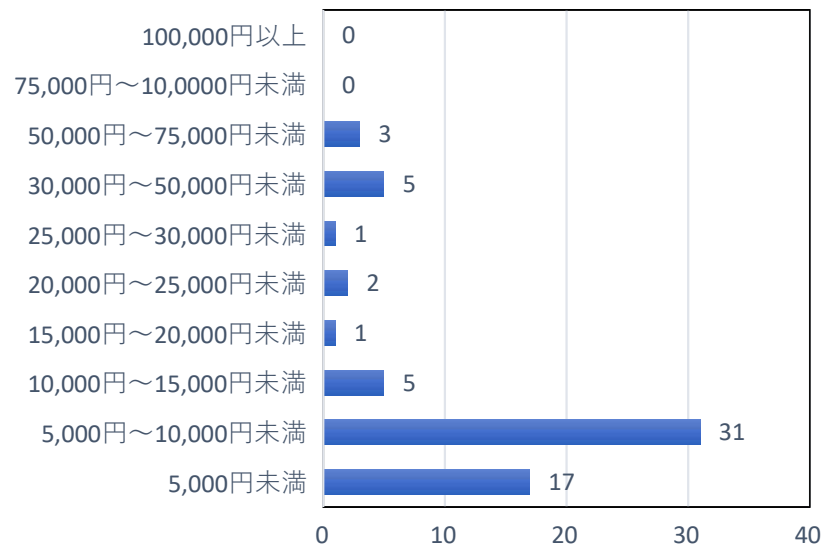
- ・ 千葉県の宿泊税と同一制度でないと事務が繁雑になってしまう
- ・ 売上〇円以下は無税
- ・ 事務負担が煩雑ではない制度をお願いしたい
- ・ 反対のため意見無し

アンケート結果⑧

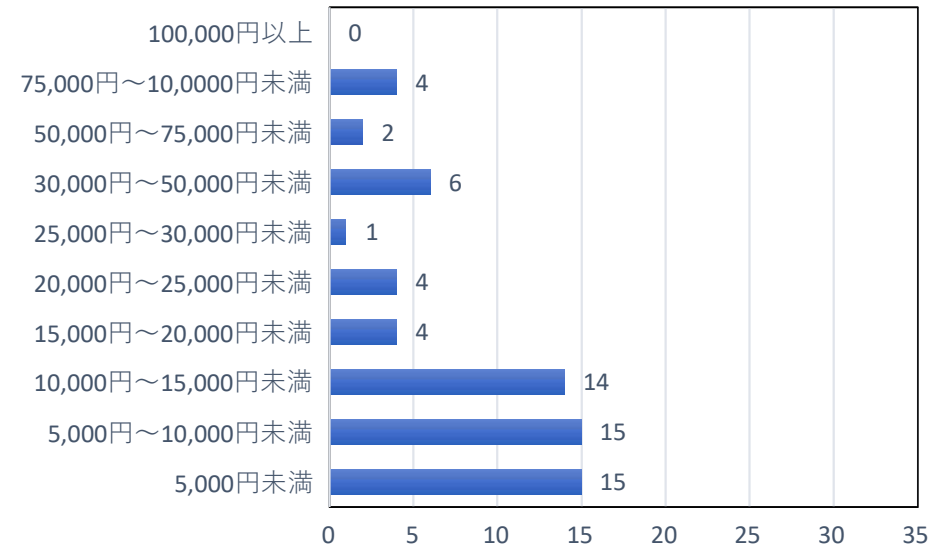
素泊まり料金（1人当たり）

※食事付きプランしかない場合は素泊まり部分の料金で換算

オフシーズンの素泊まり料金

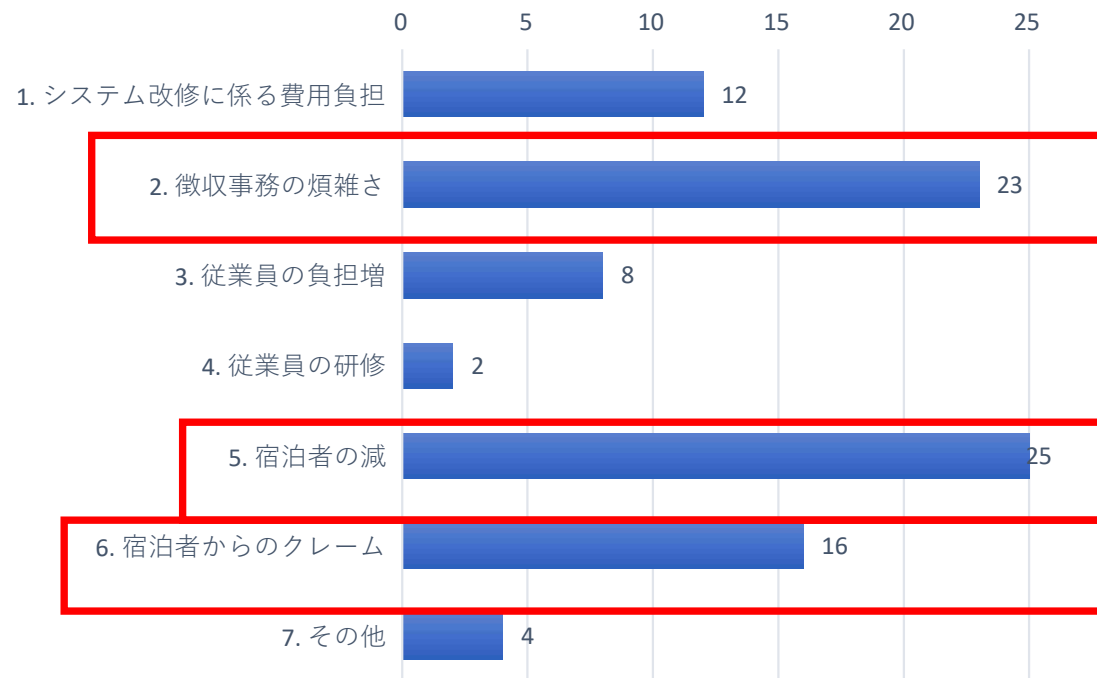


ハイシーズンの素泊まり料金



アンケート結果⑨

宿泊税を導入した場合の負担や支障、不安は何ですか。（上位3つ以内）



その他の主な意見

- ・ 長期宿泊者への負担が大きい
- ・ 料金設定を検討しないといけない
- ・ 宿泊税が直接宿泊業のために使われるかどうか心配
- ・ 一般財源化しないかどうか心配
- ・ 使途が明確になるかどうか心配

観光振興施策の検討

- 1 今後の取組の方向性
 - (1) 現状から目指すべき方向性
- 2 新たな観光振興財源の確保
 - (1) 県内自治体の検討状況
 - (2) 千葉県宿泊税の概要
 - (3) 新たな観光振興財源の確保

鴨川市役所建設経済部商工観光課
令和 6 年 1 2 月 2 5 日

1 今後の取組の方向性

(1) 現状から目指すべき方向性

必要な取組	内 容
①受入環境の整備	○老朽化施設、廃屋施設の対応や空き店舗等の活用などが不十分 →施設等の改修、景観を損なう廃屋の撤去、新事業創出等による取組への支援 ○観光地のイメージとしてそぐわない景観とアクセスの弱さ →魅力ある景観の創出、観光地周遊やアクセス向上 ○多様化する観光客のニーズへの対応が不十分 →年齢や障害の有無、訪日外国人旅行者等誰もが魅力を感じる受入環境の整備
②差別化された観光コンテンツの造成、磨き上げ	○異常気象やレジャーの多様化などによる海水浴客の減少 →通年集客できる海の活用施策の検討 ○将来的な国内観光客の減少を見据えた取組 →地域資源を活用した持続可能な観光、インバウンド受入の推進 ○類似施設の充実による他地域への観光客の分散 →既存施設の充実 ○宿泊につながる周遊滞在型コンテンツの不足 →既存コンテンツの磨き上げ、連携 多様な地域資源を組み合わせた魅力あるコンテンツ開発

1 今後の取組の方向性

(1) 現状から目指すべき方向性

必要な取組	内 容
③ブランディング	○地域の魅力、差別化などができずブランド力が弱い →地域資源の魅力を活用した、他の地域とは差別化できるブランディング
④効果的なプロモーション	○多様化する観光客ニーズの把握が不十分 →ビックデータを活用した観光客の動態調査・分析 ○コンセプトやターゲットが明確でない →デジタルマーケティングなどを活用した戦略的なプロモーション
⑤人手不足の対策	○従業員の不足 →福利厚生の充実支援、システム導入の支援、外国人従業員の確保 ○高齢化等による地域人材の不足 →DMOの体制強化支援

2 新たな観光振興財源の確保

(1) 県内自治体の検討状況

自治体	検討状況
千葉県	「千葉県観光振興財源検討会議」を設置。 安定的・継続的かつ一定規模の財源確保が見込める地方税のうち、宿泊税を具体的に検討。宿泊税導入が適当であるとの報告書を受領し、導入を表明。今後は、市町村や事業者の要望を丁寧に聞きながら導入時期や独自課税を検討する自治体との調整など、制度の詳細を詰めていく。
浦安市	「浦安市宿泊税導入検討委員会」を設置。 安定的・継続的な確保が見込める宿泊税の導入について、幅広い視点でより客観的に検討を進めていくことを趣旨として、検討委員会を4回開催済み。宿泊税導入が妥当との取りまとめ。
成田市	「成田市宿泊税に関する有識者懇談会」を設置。 安定的・継続的であり、受益者を広く設定することで一定規模の財源が確保できる地方税に着目し、課税対象の捕捉がし易い宿泊税の検討を開始。令和6年11月に1回目の懇談会を開催。
千葉市	「千葉市観光振興検討会議」を設置。 観光振興の課題及び財源の確保策について議論を開始。令和6年11月に1回目の会議を開催。
南房総市	「南房総市宿泊税検討委員会」を設置。 観光まちづくりを推進するため、将来を見据えた継続的な財源確保策として宿泊税導入を検討。既に検討委員会を3回開催。千葉県宿泊税の詳細を把握してから4回目を開催する方針。
館山市	既存の組織である「館山市観光事業審議会」にて宿泊税の導入検討を実施する予定。
鋸南町	今後、観光地域づくりを発展的に進めるにあたり、千葉県宿泊税の使途や独自導入の可否を検討するため「鋸南町宿泊税検討委員会」を設置、年度内に検討委員会を2回開催する予定。

2 新たな観光振興財源の確保

(2) 千葉県宿泊税の概要（総論）

千葉県が取り組むべき観光振興施策と事業規模

約45億円

取組の方向性

約32.5億円

① 観光人材の確保・育成・定着 約11億円

- ・観光地経営人材の支援等
- ・観光産業人材の支援等
- ・実務人材の確保等



② 持続可能な観光地づくり 約14億円

- ・観光客のニーズの把握と地域の多様な資源の磨き上げ
- ・観光資源の有効活用等
- ・二次交通等
- ・宿泊・滞在を延ばす取組



③ インバウンドの推進 約4億円

- ・効果的かつ効率的なプロモーションの展開
- ・受入環境の充実
- ・県内周遊の促進及び旅行消費額の増加



④ デジタル技術の活用 約3.5億円

- ・観光客のニーズに合った情報提供等
- ・経営効率化のための活用
- ・ビッグデータ等の活用による観光地経営の効率化等
- ・デジタル人材の確保・育成



市町村、DMOへの支援 約11億円



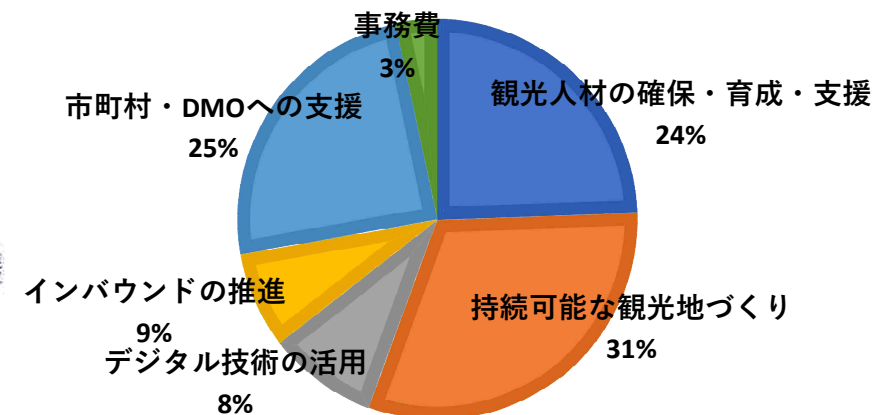
市町村が行う地域ならではの取組の推進

- ・取組の方向性に合致する市町村が行う地域ならではの取組の支援

DMOの設立支援、DMOが行う地域ならではの取組の推進

- ・取組を推進していくための観光地域づくり法人(DMO)の設立等の支援
- ・取組の方向性に合致するDMOが行う地域ならではの取組の支援

宿泊税事務の適正な運営 約1.5億円



2 新たな観光振興財源の確保

(2) 千葉県宿泊税の概要（各論）

観光人材の確保・育成・定着（約11億円）

観光地経営人材の育成支援

D M O の人材確保支援事業

アドバイザーを活用した観光事業者支援事業

観光地づくり人材確保・育成

スポットワーカーの活用支援

外国人材の就職・育成支援

定着に向けた従業員の福利厚生充実

人材不足解消のための設備整備

インバウンドの推進（約4億円）

国・地域別の戦略的な誘客促進

海外OTA活用支援

宿泊施設等のおもてなし環境整備促進

観光エリアのFree Wi-Fi設置促進

観光ガイドの育成

広域周遊ツアー造成支援

持続可能な観光地づくり（約14億円）

観光地・施設の整備促進

ユニバーサルツーリズム推進

千葉ならではのコンテンツ開発

M I C E 誘致の推進

富裕層誘致の環境整備

二次交通対策

ナイトタイムエコノミー等の宿泊促進

教育旅行等の利用促進

千葉県型のワーケーションの推進

デジタル技術の活用（約3.5億円）

顧客への情報提供ツールの導入支援

利便性向上を目指す事業者の支援

デジタル化による業務効率化支援

観光DX推進

観光・宿泊DX人材の確保・育成支援

2 新たな観光振興財源の確保

(2) 千葉県宿泊税の概要（各論）

市町村・DMOへの支援（約11億円）

地域における美しい観光地づくり促進
（ハード事業）

地域資源を活用した魅力ある観光コンテンツ企画造成
（ソフト事業）

DMOの設立・運営支援事業

千葉県が市町村・DMOに期待する役割

地域のブランディング

景観の維持や美しい街並み、良好な都市景観の形成、保全

観光地の創設・再整備

地域の賑わいづくりのための観光コンテンツ企画

近隣市町村と連携した周遊ルート企画造成

他地域と連携した誘客プロモーション

上記事業のために行う地元関係事業者との調整

2 新たな観光振興財源の確保

(2) 千葉県宿泊税の概要（制度設計）

項 目	制 度 設 計
課税客体	旅館業の許可を受けた旅館・ホテル・簡易宿所 住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅（民泊） 国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設（特区民泊）
納税義務者	上記の宿泊施設への宿泊者
課税標準	上記の宿泊施設への宿泊数
税率	1人1泊につき150円の一一定額制
免税点	設定しない
課税免除	外国大使等の任務遂行に伴う宿泊
徴収方法	特別徴収（宿泊施設の経営者、実質的経営者による）
申告期限	各月の初日から末日までの間の分を翌月末日までに申告納入
制度の見直し	条例施行後5年を目処に検討を行う
特別徴収義務者報償金	申告納入期限内に納入した宿泊税の税額に対して2.5%

千葉県 宿泊税の導入に関する宿泊事業者向け説明会資料抜粋

2 新たな観光振興財源の確保

(2) 千葉県宿泊税の概要（市町村との調整）

＜独自に宿泊税の導入を検討する市町村との調整における県が取るべき考え方＞

- ・ 県内でも複数の自治体が独自に宿泊税の導入を検討している状況です。
- ・ 宿泊税を活用して県が取り組むべき観光振興施策の事業規模は約45億円であることから、県の税率は県内一律で150円とし、県内で宿泊税を導入する市町村は県分の一律150円に市町村分を上乗せとしています。
- ・ 県と市町村における賦課徴収のイメージ図は以下のとおりです。



- ・ 県としては、税を納めていただく宿泊者へ配慮し、特別徴収義務者となる宿泊事業者の事務負担を考慮し、**独自に宿泊税の導入を検討する市町村とは、導入時期や賦課徴収の主体（賦課徴収を県と市町村のどちらが行うか）等**について、調整を図ります。

千葉県の素案では、税額150円での「市町村・DMOへの支援」が約11億円となっている。
支援が交付金となった場合、宿泊者数から推計すると、約3,000万円が交付されることとなる。

$$[150 \text{円 (宿泊税)} \times 25\% \text{ (市町村支援分)} \times 800,000 \text{人 (本市年間宿泊者数)} = 30,000,000 \text{円}]$$

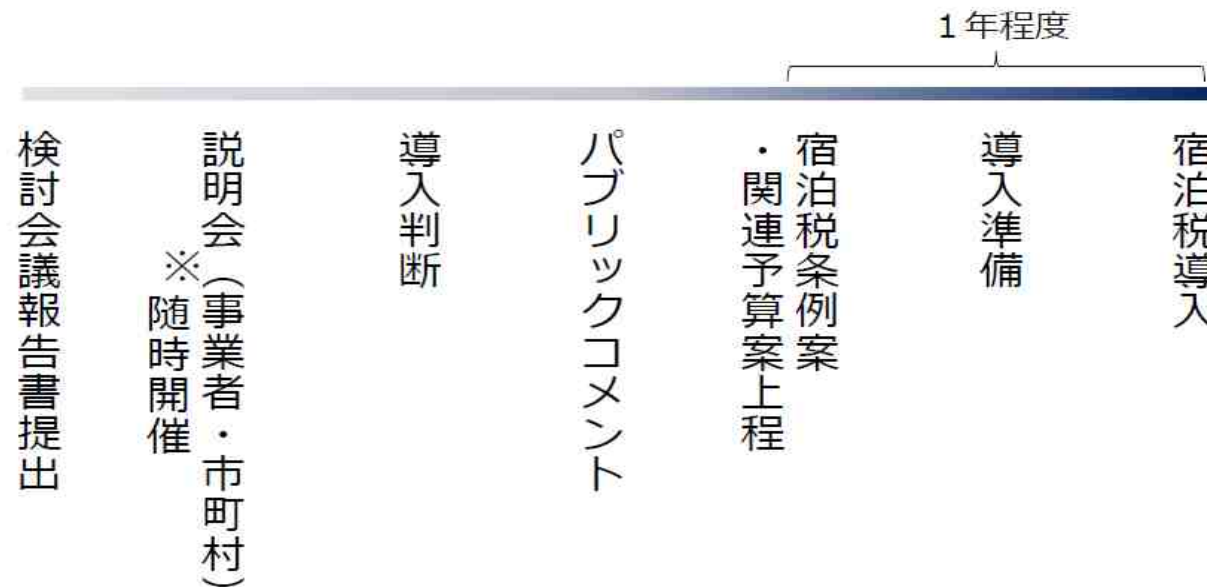
千葉県の支援のみで、市町村の新規観光振興事業予算が不足する場合は、市町村が上記のとおり上乗せ可能とする制度設計にしている。

2 新たな観光振興財源の確保

(2) 千葉県宿泊税の概要（導入スケジュール）

今後のスケジュール

※他の自治体を参考とした場合のモデルケース



2 新たな観光振興財源の確保

(2) 千葉県宿泊税の概要（市町村への支援）

	交付金方式	補助金方式
内容	一定の基準に基づいて、市町村に交付金を配分する方法	千葉県が用意する補助メニューに即して市町村が主体となって実施する事業に対し、一定割合を補助する方法
メリット (県のメリット)	・一定の算定基準に基づいて配分されるため交付金額が公平かつ明確。 ・交付金の使途は市町村の裁量が大きく、自由度が高い。 ・（県の交付金配分に関する作業負担は少ない。）	・活用することにより、市の財源以上の事業を実施することができる。 ・県の施策に連動した事業を行うことができる。 ・（財源の使途を明確に把握できる。）
デメリット (県のデメリット)	・一定の算定基準に基づく配分により、率先して観光振興に取り組む意欲のある市町村に配分されない。 ・算定基準が変更となることによって、安定継続的な財源確保策とはならない。 ・県の交付金を基金化することができない可能性がある。 ・（観光振興施策が明らかでない事業や、既存一般財源の置き換えに充当される可能性が否定できない）	・市町村側に補助裏財源の負担が発生する。 ・千葉県の考える補助メニューと市町村の観光需要が一致しない可能性がある。 ・（県の補助金交付に関する事務負担が大きい）

本市としては、補助金方式の場合、補助裏財源の負担が発生することから、自由度の高い交付金を要望している。
また、配分については観光振興に重点的に取り組む市町村への加算も要望している。

なお、千葉県は市町村支援分については新規観光事業に充当し、効果検証を行う意向を示している。
従って、千葉県宿泊税の市町村金額支援分は既存事業に充当することはできない。

2 新たな観光振興財源の確保

(3) 新たな観光振興財源の確保

種 類	内 容	安定性	継続性	受益と負担	規 模	事 例
地方税 (法定目的税)	地方税法上、地方団体が課するものと規定されている税。	○	○	受益者を広く設定のうえ負担を求めことが可能	一定規模の確保が可能	・入湯税 ・都市計画税
地方税 (法定外目的税)	条例で定めて新設可能。 新設には総務大臣の許可が必要。					・宿泊税 ・環境協力税 ・遊漁税
分担金・負担金	地方公共団体が行う特定の事業に必要な経費に充てるため、特に利益を受ける者から受益の限度の範囲で徴収するもの。	○	×	受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある	規模は限定的	・漁港整備事業 分担金 ・工事負担金
使用料	行政財産の使用や公共施設の利用の際に徴収するもの。	○	○			・施設使用料
手数料	特定の者が提供する役務に対し、対価として徴収するもの。	○	○			・住民票発行 ・ごみ処理手数料
寄附金	事業の必要経費に充てるため、相当の給付を行うことなく金銭その他財産の給付を受けるもの。	×	×	受益者が必ずしも負担する必要はない	一定規模の確保が可能	・ふるさと納税 ・クラウドファンディング